

平成28年広川町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月3日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成28年3月3日（午前9時30分）
4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席をした者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	藤島達也
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	坂本幸枝
教育長	吉住政子	建設課長	竹下勝博
会計管理者兼 税務課長	山下壽弘	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	酒井和哉
総務課長兼 選挙管理委員会書記長	藤島弘義	環境衛生課長	野田稔
政策調整課長	丸山信夫	教育委員会事務局次長	山下俊子
協働推進課長	丸山英明		

9. 本会に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	栗原福裕	書記	荻尾勝昭
書記	井上俊明		

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成28年第1回広川町議会定例会を開会いたします。

本定例会に提出されております議案は、承認1件、報告1件、町道路線の認定2件、契約の締結1件、条例の一部改正8件、条例の制定4件、条例の廃止2件、指定管理者の指定2件、補正予算5件、当初予算7件、総計33件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶

拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶及び施政方針をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

おはようございます。平成28年第1回広川町議会定例会を招集しましたところ、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席賜りまことにありがとうございます。

平成28年度の当初予算をはじめとします町政の重要案件につきまして、御審議をお願いするに先立ち、御挨拶と町政運営に関する基本的な考え方を申し上げ、議会をはじめ町民の皆様の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年は、国勢調査が実施され、2月26日に総務省が公表した速報によると、我が国の総人口は1億2,711万人となり、平成22年から94万7,000人減り、大正9年の調査開始以来、初めての減少となりました。

都道府県別に見ると、39都道府県で人口規模が縮小しており、東京圏などを除き全国的な傾向となっております。一方、東京、神奈川など1都3県だけで50万人増の3,612万人となり、我が国人口の4分の1以上を占め、東京圏への一極集中がさらに進んでおります。

本町の人口は2万194人となり、前回調査から59人減り、昭和50年代から増加してきた人口も、平成22年をピークに人口減少に転じたことが明らかになりました。また、平成18年から自然減が始まっており、これからの少子・高齢化の進展が予想されるところであります。

政府は、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、引き続き東京一極集中を是正する、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する、地域の特性に即して地域課題を解決するの3つの基本的視点から人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むとし、熱意ある地方の創意工夫を全力で応援することで、人口減少の克服と地域経済の活性化に向け、政府一丸となって推進していくこととしております。

本町においても、将来的な人口減少に対応するため、工業団地や豊かな農産物など、広川町の特性を生かしつつ、人口減少に歯どめをかけ、暮らし続けたい町としていくための施策を検討してまいりました。

本年2月23日、広川町総合戦略策定審議会から答申を受け、庁内会議の広川町地方創生対策本部会議において、平成72年までの人口展望を示した広川町人口ビジョンと、その人口の展望を実現するため、平成31年度までの具体的施策をまとめた広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

広川町第4次総合計画のまちづくりの基本理念である定住を進める、豊かに暮らす、人材を育てる、地域を基礎にの4つの柱のもと、引き続き各種施策の実行に全力で取り組むとともに、将来的な人口減少に対応するため、総合戦略に掲げる安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するの4つの基本目標の達成に向けた新たな取り組みをスタートさせ、広川町民であることに誇りを持てるような人と笑顔とふれあいのまちを目指してまいります。

それでは、3期目の任期2年目となります平成28年度の町政運営に当たりまして、広川町第4次総合計画の実現に向けた6つの基本施策に沿って説明申し上げます。

基本施策の1つ目は、出会いと語らいのあるまちであります。

町民と行政の情報の共有を図りつつ、地域を基礎に町民が主体となったまちづくりを推進し、人権の尊重と男女共同参画社会づくりをはじめ、各種計画の策定や行政活動への町民参加を進め、町民と行政のパートナーシップの確立のもと、参画と協働のまちづくりを進めてまいります。

重点施策として、協働によるまちづくりの推進につきましては、広川町協働推進計画に基づいた住民自治の確立のため、行政区、地域コミュニティ組織、NPO・ボランティア団体、企業・事務所などと連携し、行政課題解決のため、協働のまちづくりを目指します。

情報化の推進につきましては、地域ネットワークの構築レベルの検証と役場など行政組織の情報セキュリティ強化を図ります。

広川町男女共同参画基本計画に基づき、偏見や性差別などが社会的につくられたものであることを一人一人が理解し、意識改革を促すセミナーの開催や広報・チラシによる啓発活動を実施します。

本年1月から利用が開始された個人番号については、マイナンバーカードの普及を推進するため、利便性につながる施策の検討を始めます。

基本施策の2つ目は、人と人が支え合うまちであります。

乳幼児から高齢者まで全ての町民が、地域の中で支え合いながら健康で元気に暮らせるよう、地域福祉対策やボランティア活動、健康づくり活動などの充実に努めてまいります。また、若い世代が安心して子供を産み、地域に見守られ、ゆとりを持って育てていくことができる子育て支援の環境づくりを推進します。

重点施策として、みずからの健康づくりの推進につきましては、健康増進計画を策定し、21世紀における国民健康づくり運動を推進し、健康寿命の延伸に努めます。

地域福祉の推進につきましては、広川町地域福祉計画に基づき策定した広川町地域福祉活動計画を推進するために、庁内関係部署との連携を図ることはもちろん、町民、ボランティアへの啓発に力を注ぎます。また、そのために広川町社会福祉協議会との連絡会議を定例化いたします。

高齢者福祉の推進につきましては、介護予防における住民主体の多様なサービスを創設することにより、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するため、また、要支援者に対する生活支援サービスの充実を図るため、ボランティアやNPO等の多様な主体が参画する通いの場の創設、生活支援の体制づくりを推進します。

障害者福祉の推進につきましては、平成28年4月から施行されます、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく方針を策定するとともに、今後10年間の広川町障害者基本計画の策定に取り組み、障害福祉サービス・地域相談支援や障害児通所支援の利用を希望する全ての利用者が、課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをより細かく支援するため、指定特定相談事業所の設置を検討し、サービスが提供できる体制の構築を図ります。

社会保障の充実につきましては、第2期広川町特定健診・特定保健指導実施計画に基づき、特定健診の受診率向上と特定保健指導を充実させ、生活習慣病発症予防に努め、医療費高騰の抑制に努力いたします。

子育て支援の充実につきましては、広川町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画を推進するとともに、事業の点検、評価を通し、子育て支援策の充実を図ります。また、地方創生施策として、特定不妊治療費の助成事業及びファミリー・サポート・センターの設置について取り組んでまいります。

基本施策の3つ目は、人が育つ、人を育てるまちであります。

知、徳、体のバランスのとれた生きる力を育む学校教育の推進や、地域に密着した特色ある学校づくりをはじめ総合的な生涯学習、生涯スポーツ環境整備を図り、未来のまちを担う心豊かで個性と創造性あふれる人材の育成と、生涯を通じて学び続け、その成果を生かすことができる生涯学習のまちづくりを進めてまいります。

重点施策として、幼児教育・学校教育の充実につきましては、地方創生施策として、小学

校のクラス定数を4年生まで35人学級、上広川小学校については30人学級を実施し、非常勤講師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援介助員などの配置により、さらにきめ細やかな教育環境を整えます。

また、地域と連携して、職場体験、子供たちの見守り、地域での社会体験事業を充実し、地域ぐるみで子供を育てる環境づくりを進めます。

下広川小学校の校舎改築等により、設備整備の充実を図り、安全で安心な学校づくりを推進するとともに、地域に開かれた学校環境を整備します。

生涯学習の推進につきましては、町民各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、多様で特色のある生涯学習プログラムの体系的な整備と情報の提供を図ります。

また、今後のまちづくりの核となる子供の体験活動の充実と生涯学習事業の提供に努めます。

少子・高齢化、国際化、情報化の進展、町民意識の高まりにより、町民が自発的意識に基づいて学習を行う場、交流と憩いの場として、町立図書館及び研修施設の活用促進を図ります。

基本施策の4つ目は、人が集まり、働き、にぎわうまちであります。

産業の活性化による就業の場の創出と若者の定住を図るため、生活基盤の整備や生産技術の高度化、環境保全に配慮した農林業の推進、担い手の育成などを一体的に進め、産業間連携の取り組みを研究してまいります。

また、地場産業、伝統産業の活性化、新産業の創出を支援、推進いたします。

重点施策として、農林業の振興につきましては、担い手及び新規就農者の育成を推進するとともに、高収益事業を活用し生産技術の高度化を推進します。

また、農産物6次産業化について、調査研究を行います。

認定農業者の育成及び組織の強化を図るとともに、県事業の活力ある高収益事業を活用し、生産技術の向上を図ります。

多面的機能を有する山林を守るため、森林組合と連携し荒廃森林再生事業等の推進を図るとともに、八女森林組合等との連携を図ります。

農業生産基盤の充実として、県営事業で上井手井堰、寺山ため池の整備事業を継続し、広川防災ダムの総合的調査を実施します。

工業・地場産業の振興につきましては、地方創生施策として、広川町創業支援事業計画に

基づき、地域における創業者を支援し、地域の活性化、雇用の確保を図ります。

基本施策の5つ目は、安全・安心でやすらぐまちであります。

消防・防災体制の強化、迅速な災害対応態勢の確立を図り、町民の生命と財産を守るとともに、交通安全、防犯体制の充実、消費者保護対策の充実に努めてまいります。

また、広域的な道路ネットワークの整備を進め、定住の基礎となる安全、快適で住みやすい居住環境の整備を進めてまいります。

重点施策として、消防、防災の充実につきましては、自主防災組織による避難訓練、避難所の装備品、備蓄品の充実を図るとともに、防災行政無線その他の情報発信の向上を図ります。

また、消防車両、消防団詰所の機能向上更新に取り組みます。

道路・交通網の整備につきましては、広域的な交通アクセスの向上を図るため、国道3号の慢性的渋滞解消及び東部地域活性化を目的とした国道3号バイパス計画及び交通安全対策として歩道設置及び交差点改良について、関係機関、自治体との協議を行い、積極的に国への要望活動を行います。

また、生活道路の整備については、集落内の狭隘道路の整備を促進することで、交通の安全性、利便性の向上を図ります。

道路環境の維持管理につきましては、道路インフラの老朽化対策として、町管理橋梁の詳細点検及び橋梁長寿命化計画の見直しを行い、計画的な維持補修事業に取り組みます。

地域公共機関の充実につきましては、地方創生施策として、町内交通網と都市部とのアクセス向上を高めるため、地域公共交通機関の利便性向上を図る研究に取り組みます。

基本施策の6つ目は、自然と共生する快適なまちであります。

環境汚染への対応のほか、地球温暖化対策の推進、リサイクルなどの環境への負荷の低減を目指した循環型社会づくりを計画的に進めます。

また、安全な水を安定して供給するため、水道施設の給水能力の維持に努めるとともに、快適な文化的な生活環境確保のため、計画的な下水道整備を進めてまいります。

重点施策の下水道事業につきましては、新たな認可区域となる吉常、長延、太原、吉里の面整備を計画的に推進するとともに、供用開始済みの処理区域及び地区については、未接続世帯、事業所への働きかけを強化し、水洗化の普及を図ります。

上水道事業につきましては、安全な水を安定して供給するために、配水管の更新工事、

ループ化など、水道施設の整備を計画的に行い、水道水の水質確保、水圧の安定を図ります。

循環型社会の形成につきましては、積極的な広報・啓発活動により、町民及び企業の循環意識の高揚を図り、さまざまな取り組みによるごみ減量化に向けた3R運動を推進します。

また、住宅に太陽光発電システムを設置し、省エネルギー活動に取り組まれる家庭を支援し、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を抑制することで、環境に優しい新エネルギーの利用促進を図ります。

公園の整備につきましては、都市公園施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき、計画的、効率的に修繕、補修を行うことで、利用者の安全確保を図るとともに、スポーツ、レクリエーションや憩いの場として、生活に密着した身近な都市公園の環境づくりを目指します。

最後に、行政サービスの向上と効率的行財政運営につきましては、町民に期待される政策を着実に実践するために、職員一人一人の全体的な資質の底上げを積極的に行い、職員の能力開発を進めるための研修の充実を図り、人材育成を推進します。

また、総合戦略の実現に向けた施策実施のため、総合計画実施計画と財政計画との整合性を図りながら、町財政の健全化に向けた予算執行に取り組み、自主財源の確保を図るため、公正かつ適正な課税と収納を実現し収納率の向上に努めます。

予算編成につきましては、後ほど提案内容を述べさせていただきますが、一般会計は平成28年度当初予算及び平成27年度繰り越し事業を合わせ、約79億円の予算規模となりました。

今後も、国、県の補助金の確保など、より一層の財源の確保に努めてまいります。

以上が平成28年度の私のまちづくりに対する基本姿勢と重点施策であり、第4次総合計画に掲げる施策の実現及び将来人口展望の実現に向け全力で取り組む所存でございます。

私たちが広川町民であることに誇りを持ち、住んでよかった、住んでみたい広川町を目指してまいりますので、議会をはじめとする町民の皆様方の一層の御理解と御支援、御協力を重ねてお願い申し上げます、私の所信といたします。

なお、本定例会には、承認1件、報告1件、町道路線の認定2件、契約の締結1件、条例の一部改正8件、条例の制定4件、条例の廃止2件、指定管理者の指定2件、平成27年度一般会計等補正予算5件、平成28年度一般会計等当初予算7件の計33件の議案を提案申し上げます。

議案の提案理由につきましては、後ほど御説明申し上げますが、よろしく御審議を賜りま

して、全議案とも御決定いただきますようお願い申し上げます。

施政方針を兼ねましての私の御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、2番丸山修二君と8番神山章憲君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る2月26日、議会運営委員会に諮ったところ、3月3日から3月18日までの16日間にしたいという案が出ていますが、よろしいか、お諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、3月3日から3月18日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（野村泰也）

日程第3. 一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内といたします。制限時間5分前に、ベルで合図します。

11番佐々木四十臣君の登壇を求めます。

○11番（佐々木四十臣）

皆さんおはようございます。今期は11番の議席をいただきました佐々木四十臣でございます。町民の皆様から御相談をいただいたこと、また、問題提起をいただいたこと、御指摘をいただいたことなどたくさん案件がございますが、今回私は次の3点について質問をさせて

いただきます。

1つは、先般、執行部より示されました広川町人口ビジョン案の中で、特に移住定住促進プロジェクトについて、平成28年度予算案への何か具体的な反映がなされているのかどうか、まずお尋ねをいたすものでございます。

2つ目は、国で新たに始まりました地理的表示保護制度に係り、広川町でも何か、いわゆる地域ブランドとして目指せる農産物は考えられないだろうかというお尋ねでございます。あるいは既に検討がなされたかもしれません。そうであるなら、その経緯とその結果についてお示しをいただきたいと思います。

3つ目でございます。図書館職員、学校図書館司書採用に係る問題であります。私はこれまで幾度となく図書館司書に関連する質問をさせていただきました経緯があります。特に高い関心を持って考えてまいりました。広報ひろかわ2月号で、町立図書館、小・中学校図書館職員募集のお知らせが載っております。それを一見した限りでは、応募要件と待遇等に違いがあるようですが、なぜそのようなになったのか、具体的なお尋ねをいたします。

また、町立図書館職員と学校図書館職員との人事交流ができるようなシステムを考えてみることをこれまで提言いたしました。位置づけが基本的に変わろうとしておる今、改めてその人事交流を提言するものでございますが、教育長の御所見をお示しいただきたいと思います。

では、早速具体的に質問に移ります。

先般示されました広川町人口ビジョンの中では、移住定住を図り、将来人口を考えるとあります。戦略を策定いたしましたら、その具体的方策が連動して策定され、講じられなければ、絵に描いた餅になりかねません。将来人口を考える中で大きな課題の一つが子育て支援の体制づくりであろうかと考えます。本町ならではの目玉施策が必要であろうかと考えます。新年度予算の中に、そのような視点で何か講じられているのであれば、お聞きしたいと思います。

また、移住定住の促進には、空き家の活用と支援策の有無が課題となっております。空き家の実態把握はどうなっておるのか、それを一括して所管するには空き家バンク等の取り組みも議論の対象となってきましたが、本町でも空き家バンク取り組みを提言したいのでありますが、町長の御所見をお尋ねいたします。

次に移ります。

地域ブランドの問題であります。

いわゆる地域ブランドは、製品の品質について国がお墨つきを与えるものでございます。他地域産品との差別化が図られるといったメリットがあるようでございます。

昨年12月に全国で7品目が登録されました。その中に、身近なところで八女伝統本玉露が選ばれております。非常にうれしいと思います。広川町でもこれまでジャンボ梨とも呼ばれる梨の品種の愛宕、その対象として目指すことはできないかどうかと思ってお尋ねをしておるところでございます。

細部についての詳しい情報を持ち合わせるものではございませんが、ほかでやれることなら広川町でも何かやれるものがないかとの一つの負けず嫌いの発想でもあります。この問題に関しての検討などなされたのであれば、具体的に経緯と結果をお尋ねいたします。

最後の質問になります。

図書館職員に係る問題であります。

まず、応募要件と待遇の違いについて具体的なお尋ねです。また、両者間での人事交流がなぜできないのか、ネックとなる問題があれば、お示しをいただきたいと思います。

以上で登壇しての質問を終わります。続きは質問席でいたしますので、御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

佐々木議員の広川町人口ビジョン案の移住定住促進プロジェクトに関する新年度予算への具体的な反映はという質問でございます。

地方創生に関する新年度予算への反映については、まず、平成28年度当初予算において、雇用の創出の分野で工場適地調査事業、操業支援事業、新規就農者支援事業など4事業、新しい人の流れの分野で広川の魅力発信事業、観光振興事業、健康づくり推進事業など5事業、結婚、出産、子育ての分野でファミリーサポートセンター事業、子育て支援事業、教育環境整備事業など6事業を予算計上しております。

また、広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略のシンボルプロジェクトとして掲げ、女性の就業支援、創業支援を目的としたおしゃれオトナ女子力を活用した商品開発・就業支援事業及び上広川小学校区振興策と農産物6次産業化を目的とした、留学生を活用したインバウ

ンド・アウトバウンドビジネス創出事業を、国の平成27年度補正予算の地方創生加速化交付金事業に申請しています。

現在、国の審査を受けている状況ですが、採択の場合には、平成27年度補正予算第5号として追加提案させていただき繰越事業として実施する予定でございます。

この地方創生に関する事業については、広川町人口ビジョンに掲げる人口の目標を達成するため、長期にわたり実施していく必要があります。総合戦略に掲げた事業について、優先順位をつけながら実施したいと考えております。

次に、子育て支援については、今年度より、広川町次世代育成支援行動計画及び広川町子ども・子育て支援事業計画に基づき事業を進めており、当然、移住定住へつながるものであります。計画につきましては、毎年、指標や実績の点検、評価を行ってまいります。

今年度新たに子育て支援センターハグハグにおいて開講した安産教室では、妊婦さんへ食育と同時に貧血、高血圧予防にも取り組み、歯科健康診査へ補助も行ってありますが、どちらもいい評価を得ており、母子ともに健康な出産を目指すために、来年度も続けていく予定でございます。

また、念願でありました地元での病児・病後児保育事業につきましては、昨年11月から広川町太田において、おひさまが開設され、3カ月過ぎましたが、町内在住登録児童は100人を超え、事業の周知により、利用児童もふえております。

さらに来年度の新規事業としましては、特定不妊治療費の一部を補助する事業を予定しており、不妊に悩む方への出産の希望と環境づくりを目指します。

また、ファミリーサポートセンター事業の立ち上げに取り組めます。この事業は有償のボランティア事業という活動でもあり、まずは子育て援助を行いたい提供会員づくりのための講習会を実施し、多くの方に会員登録をしていただくことで子育てされている保護者の手助けができるものと思っております。

教育分野では、平成27年度から実施しています地域ぐるみで誇りあるふるさとを教え伝える人事育成事業に加え、35人学級の実施など、きめ細やかな教育環境整備事業に取り組み、個性を伸ばす教育環境整備を図ります。

最後に、空き家バンクについては、平成28年度当初予算に、空家活用事業を計上しております。本町では、不動産業者と連携し、県のリフォーム補助等の活用を行いながら、空き家の有効活用を考えており、空き家バンクを設置する考えは今のところありません。

次に、地域ブランドを目指せる産物はないかという質問でございますが、平成26年6月に成立した特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づき、地理的表示保護制度が創設され、加工品部門において、八女伝統本玉露推進協議会が申請した八女伝統本玉露が登録されました。広川町で生産されている農作物についても、JA及び福岡県などと申請を検討しましたが、対象とならないとの結論になっております。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

おはようございます。佐々木四十臣議員からの御質問のうち、図書館職員の採用に関する御質問にお答えしたいと思います。

先般より、町立図書館及び町立小・中学校図書館の職員募集を行ったところでございますが、今までの嘱託職員の体制の変更に伴いまして、平成28年度から一般職非常勤職員として、週4日あるいは週31時間という勤務内容に変わり、町図書館職員につきましては1名の増員、小・中学校の図書館職員につきましては、町PTA連絡協議会での雇用から、町の一般職非常勤職員としての雇用に変えて募集を行ったところでございます。

学校図書司書補の採用につきましては、学校長との協議を行い、図書館の業務に加えまして、学校事務の補助を業務に加え、募集に当たっては要件に図書司書の資格を入れておりません。待遇につきましては、資格の有無で給与面について差を設けております。

先日から採用試験を行いまして、教諭資格も含めた多種の資格所持者が応募されまして、多くの方の応募があったところでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

定住人口につきましては、せんだっていただきました人口ビジョンに係る資料の4、その中に、毎年、30代夫婦子ども1人の3世帯を15組、60代夫婦2人世帯を3組の定住を確保するというふうになっております。実は、県もこの移住について非常に力を入れておるようございまして、福岡移住読本というようなものも発行されております。これは県下60町村の

あれが載っております。その中に、移住先を選択するに当たって、子育て負担の軽減、子供の数の増加を図るに当たって、これが非常に重要な要素であると。安心して子育てできる環境というのは、保育料軽減拡充、きめ細やかな教育環境整備、子供の遊び場公園整備、乳幼児医療補助事業、福祉コミュニティ交通手段整備、このようなものがあるようでございますが、この中に、実は市町村ごとの施策があるかどうかという一覧表があるんですね、一覧表が載っています。これ概要版は役場の一番入り口の総合案内のところに概要版はあるんですが、概要版には今お示ししている、このいわゆる一覧表という、施策一覧というのは載っておりません。この中を見ますと、広川町もやっているんじゃないかなと思うのに載っていない、あるいはやっていないんじゃないかなと思うのが載っておる。ちょっとそんな感じがするところもあるんです。それで一、二お尋ねします。

例えば、市町村の支援制度として、近隣と比較するのが一番わかりやすいでしょうが、同じく町だけを比較します。子育て支援に11項目あります。あるかないかという項目がですね。その中に広川町は7あります。7項目はやっている。別なところでは8、もう1つ別なところでは10やっております。今度は定住支援。これは5項目あります。ところが、広川町はゼロです。別なところは2個、あるいは1個、既に施策として取り上げておる。それから、仕事支援、これが6項目あるんですね。広川町は6項目全部埋まっています、やっているということです。別なところは5項目、あるいは3項目というわけですが、この施策が既にあるということは充実しているということでしょうか、どういうふうに行っているのかなというのに、例えば、女性の就業支援というのがあるんですが、これ広川町やっていることになっているんです。具体的にどういうことをやっているんでしょうか。——どこからも手が挙がらないわけですけれども、よく内容がわかっていないのかなと思う。

やっているということについているとですよ。やっていることはよかことなんですよ。こういうのが全部埋まってほしいんです。ところが、どうもわからぬので今お尋ねしている。この何か集計のとり方、それにも問題があるのかもしれませんが。どこかが一括して全体を集計して県に報告したのか、それとも、もうばらばらに所管課それぞれの分掌する事務について所管課それぞれが報告したのか、その辺について何かそれならいきさつがわかればお示しください。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

この福岡移住読本というのは、県のほうが取りまとめてつくっております。県への報告につきましては、各課から情報を取り寄せまして、政策調整課のほうで報告をしております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

今、政策調整課長が報告したとおりですけれども、女性の就業支援という項目につきましては、県がどういう定義をしてそれを実施しているかということ进行调查するわけですから、その定義の中身が今のところ私のほうに情報として入ってきていませんから、従って、どういう項目をもって広川町がありというふうなことで上げたのかというのは、今のところ私としてはわかっておりません。というのも、女性の進出率ですね、これも広川町は下のほうですけれども、あれは特定の審議会という、その中での何人かという、県が示した定義がございます。その定義の中での回答ですので、同じようにその問題につきましても、女性の就業支援というのは、どのような定義づけで県が調査したのかということがわからない限りちょっとお答えしかねるところでございます。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

政策調整課長と副町長の答弁があったわけですが、こういう調査は当然こういうことについてやっていますか、やっていませんかという、ある程度の何かマニュアルがあって調査されていると思うんですよ。資料があって。

それで、どういう意図で調査されたのかわからんということでは、それはとても当事者意識は非常に低いと言わざるを得ないわけですが、この女性就業支援なんていうのは非常に大きなポイントを占めると思うんですよ。働きやすい環境、そういうものに、そういう意欲のある人に対して、サポートする、支援する、あるいは助言する、そういうことだろうと思うんですよ。だから、非常にありがたいですよ、ついとったことは。

実は、この仕事支援という欄は、6項目ある中で、広川町は全部ついておるんです。100%なんです。やっているということ。市でもまだやっていないところ、半分しかやっていない

ところが多いんです。市を見てもですね。半分しかやっていないところ、あるいは半分以下のところ、結構多い。やっているところのほうが少ないんです。非常にいいことじゃないですか、広川町がこういうのに全部埋まるというのは。しかし、内容がよく私がいからんのでお尋ねします。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

例えば、女性就業支援ということがありますかという問いが県から出てきますけれども、その場合は、こういうものを女性就業支援としてという例示があるわけですね、一般的に。その例示のどれに当てはまったから広川町として女性就業支援がありますかということの経緯を、事務的手続を私としては把握していない。

というのが、毎年毎年こういうのがあるのであれば、担当課も恐らくすぐ手を挙げると思うんですけども、恐らく初めての調査で、初めて公表されたものだろうと思いますので、残念ながら今のところ私の中に記憶がないということでございますので、改めてこれにつきましては、どこから出典したものか、その取りまとめはどこでしたのかを調査してお答えする機会を設けたいと思います。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

今の答弁、ちょっと何か合点がいかんのですけどね。当然、誰かが、一人が、自分の裁量権で丸をつけて、広川町の報告ということにはならんと思うんですよ。どこかが主になって、そこに集める、あるいはその中で協議する、そういう中で最終的に県への報告ということになるんじゃないですか。そういうことを私は申し上げておるんです。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

産業振興課のほうの商工部門のほうで商工会と連携したところで今年度創業支援の説明会とか、講習会等を行っています。そういうことをやっているということで、うちのほうから上げておるんだと思います。先ほど町長が言いました28年度当初予算におきましても、

創業支援事業、これについて産業展示会館のほうに事務所等の設置をお願いするような予算も確保させていただいて、その中で助成を含め、いろんなところの創業支援をやっていくということで進めているということで、私のほうが先に手を挙げればよかったんですけど、おくれまして申しわけありません。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

私は女性支援のことについてだけお尋ねしよるんで、そのことについてお尋ねしたわけがあります。総合的には先ほど町長の、28年度に取り組むその方針が示されたところに入っておったとおりであります。だから、私は、いわゆる移住定住を促進するために福岡県が集計をとった調査した資料の中にあることについてお尋ねしよるだけです。

それで、総合的などこのこのじゃなくて、具体的に女性の就業支援はどうかということをお尋ねしたわけです。それがどうも煮え切らない、どこからどうして出ていったのかわからんというようなことで、これじゃちょっとですね、こういう資料が出てきても、何か信憑性はほとんどないのかなというふうになるわけであります。

実は、これは先ほど町長の28年度に向けての施政方針が示されました。私たちがこの質問を通告したのは、28年度当初予算案が我々の手元に来る前の話であります、通告したのは。だから、予算案にどのように反映してあるのかということとはわからない、その段階で通告をしたわけです。ですから、そういう町長——町長の施政方針の後に質問通告をやれば、それを踏まえて内容も当然変わってまいりますけれども、予算案が我々の手元に来る前の通告締め切りですので、こういう質問のやり方になるということです。

実は今、近隣市町どこでも3月定例会であります、ほとんど毎日のように議会の方針といますか、目玉というものが報道されております。どこでも読んでいますとね、人口減に歯どめをかけ、定住促進のため積極的に投資した。28年度予算はですよ。あるいは、子育て教育には特に手を厚くした。それから、住宅取得者に上限750千円を補助する。いわゆるマイホーム取得支援事業補助金というのをつくった。保育園や認定こども園の給付費の増加で扶助費がふえた。そういう記事が並んでおります。あるいは、この人口減少、高齢化社会を広域で食いとめよう。そして、それに対応する施策を考えよう、知恵を出し合おうと、そういう動きも出ております。これから先の人口減に対処するにはもう、1つの自治体だけでは

なくして、広域連携が不可欠だと。そういう中で、連携をとった以前の――以前は、いわゆる今でも一部事務組合ありますが、前は広域圏事務組合というのがあったんですが、そういうものでの取り組みをやっていこうと動き始めたということが報道されております。あるいは、この定住移住を促進するために、今テレビでもよく出ているんですが、都市部から田舎に、農村部に、いわゆる中山間地域に移住したというような、そして、いろんなことを始めたというようなことがテレビでも昨晚もあっていたと思いますが、そういう報道がなされておりますが、いわゆる空き家対策が確かに重要、今、町長の施政方針の中に不動産業者と連携をとって、これに対応していくと。それで特段空き家バンクということについて、町では取り組まないということでございますが、方法論はいろいろあるので、効果がある方策であれば、いろんな形があってもいいべきであります。しかし、やはりよそにない、よそが取り組んでいない、取りこぼしておるそういう部門に、情報としてこういう県が発行しておるわけで、いろんなところに置かれておる、公共的な施設には置かれておる。そういうものを見て、あるいはこれが、いわゆるホームページ等で掲載されておる。そういうものを都市部の人たちは見て、やはりこの一覧表を見て、まずはいろんな関心を持つことになると思うんです。だから、ここに載っておるか載っておらんかは非常に重要なことだと思う。あるいは、自治体によっては、もう格別の価格で宅地を提供する、移住希望者にはですね。あるいは移住してきた人には住宅補助を手厚くするとか、いろんなことをやっているようですが、広川町でも何か目玉、そういう部分で目玉が必要だと思うんです。それで、先ほど町長の方針の中に示されました不動産業者と連携をとって、この空き家についての管理じゃなくて把握、管理、情報提供、そういうことだろうと思うんですが、その辺もう少し具体的にお示しいただけませんか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

空き家の活用事業につきましては、まず、納税通知書に空き家活用案内というのを全ての納税通知書に入れたいと思います。そこで、空き家を活用したいという方から返信があった場合に、不動産業者と連携しまして、その活用できるような空き家でしたら、住まいの健康診断というのが県にありますので、そういうのもして、県のリフォーム補助等を活用しながら、空き家を移住者に提供とか、そういうものの活用を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

その連携をとっていこうという不動産業者というのは、1つではなくして、何か不動産業者の組織体ですか、組織と取り組もうとしているんですか、何か特定の不動産業者と連携をとろうというようなことでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

特定の不動産業者との連携ではなくて、町内の不動産業者とは全ての話し合いをしたいと思います。そういうことで考えております。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

わかりました。とにかくどこも今は地方創生の関係で、今月末までにはどこも、いわゆるビジョンというのを、総合ビジョンを、戦略ビジョンを示す、国に報告することに出そろうと思いますが、その中で示された、いわゆる方策がですね、これから先の移住とか定住とか、いわゆる安定した人口を確保するというにまずは大きくつながっていく、小さな一歩になると思うんです、まずは。それで、こういう質問を今回させていただいております。

実は、子ども・子育て支援事業なんですけれども、これも県の一覧表を見ますと、保育料補助というのがかなり多くなった。福岡県内の市町村全部ですよ。その中で、保育料補助というのがないところが数えれば少ない、もう10ぐらいしかありません。ほかは全部保育料補助というのにやっていることになっている。これも先ほどからお尋ねしよるように、どこまでのものをようやっておるのかわからん。本当によく内容がわからんという答弁があっているようなことがよそでもあっているのかもしれませんが、こういうのに出てくる中ではもう10はないと、やっていないところが10はないと、やっているところがもうほとんどである、全部である、ほとんどであるということなんです。広川町では、この保育料補助というのは、保育料も保育料の推移を見てもみますと、3歳以下、ゼロ歳児含めて3歳児以下あたりでは保

育料はどうも上がっているように思います。何か積算基準、保育料の決定基準が変わったそうなんです。以前は所得税に基づいて保育料の積算をやっておったのを、今度は住民税のほうに積算根拠を移行したというようなことで、国は算定基準としてほとんど変動はないというようなことで、そういうふうに切りかえたという話ですが、結果的には保育料は全体として上がっておる、あるいは横ばい、安くはなっていない。だからといって安くはなっていないという状況のようでございます。そういう中で、やはりこれから保育料というのはいろいろ家庭の子育て世帯の家計を大きく圧迫する要因の一つになっていこうと思うんですが、この辺について何か検討をされる、あるいはされておる、その辺の見通しといたしますか、ことは答弁いただけますか、何か。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

保育料の補助につきましては、イタチごっこなんです。広川町が補助をふやせば、ほかの自治体がぱっとふやすと。そうすると、また負けておるじゃないかというふうになります。ですから、私はこういうのにはもうくみしない、広川町は広川町の財政、そして、子育て支援のあり方、こういったものを考えて補助金、補助率というのは算出していきたいというふうに思っております。でなければ、安いところにそれで人が集まるかということになると、それはまた疑問でございますから、やっぱりそういった保育支援のあり方というものを考えていくべきだと思っております。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

おっしゃるとおりです。ただ、やっぱり先ほど何度も申しますように、こういうもので県が公表しますと、もうあるところないところという判断しか出てこないんで、これを見る人はそこからやっぱりきっかけをつかむということになります。もちろん、ですから私も言っているように、いわゆる広川町ならではの目玉施策というのが必要であるということに尽きると思うんです。ですから、それが広く発信できれば、それで町長言われるように、よそには負けない、そういうことになっていくと思います。だから、そういう目玉の、やはり子育て支援でも目玉の広川町ならではの何かやっぱり示さなければならぬ、あるいは空き家に

ついても、あるいは移住者の住宅建設についても、やはり広川独自の発想で取り組む何かを考えなければならない。もう今はその知恵の出どころだと思うんです。これは大変だと思うんですよ。大変だと思うけれども、やはり総合ビジョンとして、戦略ビジョンとして取り組まれることを示されたわけですから、その中で、やっぱり一步一步それを積み重ねていく、そういうことに尽きると思います。ですから、そういう視点で私もお尋ねしております、競争することが決してよかことじゃない。一例、また似たような例を挙げれば、出産祝い金、これなんかはまだやっているところが少ない。しかし、もう15ぐらい始めていると。これはいわゆる国民健康保険等で出される出産助成金とは違うんですね。独自の出産祝い金ということですので、それはのっていないはず。そういうことで国民健康保険の部分は含まれない。そういうことなんですけれども、やはり何か広川町ならではの目玉というものを打ち出す必要があると。これは今後また時間もずっと必要になってまいります。しかし、ひとつビジョンというものを打ち出した以上、それを追いかけていく、それを今度はそれに連動していく、いわゆる具体的な方策。総合計画でいえば、基本計画、その下に実施計画があるように、せんだっての戦略ビジョンの説明会の中でも副町長が言われたように、もう総合計画の中の実施計画の中に具体的に反映させていきたいというようなことをおっしゃっていました。それを大いに期待いたします。

もう1点、広域での取り組みというのは、何かこういう問題について情報交換、結局はどこでも自分のところを守るといって、自分のところを守るためにいろんな体制をとるわけですから、よそのために考えてくれるということはないと思いますが、やはり知恵を出し合う、ノウハウを交換する、そういうところは効果としてあると思いますが、その辺の考えはございませんか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

広域的には情報のやりとり以外ないと思うんですね。今度の地方創生は、いかに小さい部分で、いかにその地域の方々がどう考えるかというのをやれよという話なんですから、広域でやったら何もなりません。広域でやるぐらいなら市町村合併に進んでいくだろうと思うんですね。ですから、広川町は広川町、その中でも上広、中広、下広、それぞれ地域特性を生かしたことを考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、地域連携とい

うことは、まあ、それはやります。それはやっていかなければなりません、やはり独自の考え方をしていくべきだと思っております。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

その姿勢は立派なことであるし、それで十分だと思います。決して、よその市町村が広川町のために考えてくれるわけじゃありません。これはもう明らかです。ですから、情報収集とか、そういうことに結局はなるんだろうと思うんです。ですから、独自の発想というものが必要であるということに尽きると思います。

次に移ります。

教育長の答弁に図書館職員、学校図書司書の採用について答弁がありましたが、片方は週4日、町の図書館ですよ、週4日、土日勤務ありということで、月額175,360円、そして、これは図書司書の資格が要りますよということであります。それから、小・中学校の図書館職員については、週5日、括弧して1日当たり6時間程度となっています。そして、図書司書の資格は要りません。賃金は月額155,760円ということで応募がされました。もうもちろん決まっていると思いますね、この新しい職員さんというのはもう決定されておるんじゃないかなと思うんですが、これは私は非常にありがたいと。1歩も2歩も3歩も前進したのかなと、従前に比べて。いわゆる学校図書司書補ということで、PTAに補助金を出して、PTAが雇うという、PTA雇用という非常に変則的な雇用形態にあったのを、町が直接雇うと、非常勤職員として直接雇用するということに移行したわけですから、これは私は非常によかったと思うんです。しかし、長いことPTA雇いの時間があったわけですが、今度は図書業務だけでなくして学校事務の補助もやってもらうということになったようで、今の答弁を聞いていますと、なったようで、その辺がいかげなものかなと思うんですが、どういふことでそういうふうになったんでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

お答えしたいと思います。

先般より議会委員会の中で、佐々木議員おっしゃいましたような、学校の図書司書補の

あり方について御提案、御指示をいただいております。その折にもお話をしておりましたが、近隣の自治体を見ましても、学校の規模によってパートタイムというふうな形で差を設けていますというふうなこともお話をしまして、十分協議をしながら決めていきたいということをお話をしてきました。

学校長とも十分、図書司書補のあり方について協議をいたしましたが、27年度に図書館システムというものを導入いたしました。これによって、図書館のほうの業務も事務の軽減が図られている状態でありますので、うちの学校も、学校によって規模の差があります。その部分を協議した中で、学校の事務、業務、学校の業務の補助業務に当てたいということで協議をしながら、このような形で採用に至っています。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

実は、今までも図書司書補さんはですね、学校のいろんな行事等に校内でのそういうものにも大体みんな積極的にかかわってきた、かかわらせておったようですよ。どこか具体的に学校事務という、そういう言葉が出てくる限り、何か特段の変化があるとですよ。今までの業務と。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

今までも議員おっしゃるとおり、学校のいろんな事業等にはかかわってきております。ただ、やっぱり学校の規模によっては、中広小学校あたりでありますと、児童・生徒が500人からおりますので、なかなかこの業務、学校の業務にかかる余裕というものはなかったかというふうに思います。他の学校は、先ほど申しました図書館システム等も入れまして、また、時間の余裕でパートタイムという形ではなくて、フルで週4日というふうな、一般職非常勤職員の体制が新たに構築されましたので、学校の図書館事務につきましては、学校の都合で週4日しか勤務しないということではなくて、週5日をその時間、週に31時間というふうな形で雇用したいというふうなことで決定しています。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

よくわからんやっただですが、要するに週5日、町の図書館は週4日、これは勤務時間は何ぼですか。そして、学校の図書司書は、今度はどんなふうを読むんですか、今までは図書司書補やった、資格を持たない人はどう呼びますか。それから、1日6時間程度というのは、勤務時間は何ぼですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

新しい町の一般職非常勤職員というのが、週5日の今までの嘱託の勤務日数と変わったということですね。週4日の勤務となるということですので、週4日か週に31時間ということですので、その週の31時間を5日で割った時間の勤務というふうな形になります。図書館のほうはあくまでも学校図書館の職員というふうな名称になります。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

要するに、そういうことであるならば、いわゆる2月号の募集要項を見る限り、町の図書館は週4日と、小・中学校は週5日と書いてある。そして、6時間。だから、6時間で帰っていいということですね。一般教職員というのは何時から何時までなんですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

学校の教職員は7時50分から4時50分までの勤務になっております。図書館職員とは差が出てくることになるかと思えます、1日6時間ですから。その点については、学校のほうと協議をしたところで、学校の体制によって勤務時間は1日6時間というふうな形にしたいというふうに思っています。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

計算していないのでよくわからんけど、そういう時間給で、時間で勤務時間を計算すると、

175,360円と155,760円というのは合うんですか、金額は。どっちも一般非常勤職員ということで、小・中学校の図書館職員だけは別段、町の報酬賃金にのっとってのことでしょうから。時間にすれば、同額か何かには——ちゃんと整合性あるんですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

この賃金に、給与にですね、差がありますのは、資格の有無等によって賃金の差があるということで、役場内のいろんな職種がありますが、それによって差が出てきております。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

図書司書の資格によってこの差額は出ているということですが、何で資格が要らないとするのか、資格があったほうが私はいいと思うんですよ。小・中学校の図書司書も資格を持った人がやるほうが、やっぱりノウハウを持っているわけですから、当然有資格者のほうがいろんなことはやれるというふうに一般的には考えます。

それがなぜできなかったのか、あるいは今度はこれは私も何度も申し上げました、提言しましたけれども、両者の人事交流はできないのか、それが一番いいんじゃないですかというようなことも言ってきましたけれども、その辺については今回はそういうのはないようございしますが、ないと、そういうことは踏まえないということになったのは当然、資格がありませんから、町の図書館職員にはなれないと思いますが、何で有資格者でないんですか。有資格者のほうがよっぽどよかったらと思うんですが。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

資格については、これも学校長との協議を行いました。今回、募集をいたしまして、24名という多くの方に応募いただきました。その方々を見てみますと、広く募集をしたことによって、教諭の資格を持った方でありますとか、幼稚園教諭を持った方でありますとか、さまざまな資格も所持されている方がたくさん応募をいただきました。ということで、司書に限らず、広い人材を求めたいということで資格を要件には加えていないところもありますが、

まずは学校との協議の中で、司書の資格を持たなくても広く求めるというふうな形で募集しております。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

たくさん応募があったと、いいことですよ。たくさん応募があった、いいことですが、それは資格が要らんということで応募があったのかもしれないし、資格があっても変わらなかったのかもしれない。そんな資格を持った人がたくさん、いろんな資格を持った人がという話ですが、資格を持った人が応募されたということはですね。

問題は、これから町も、学校も同じような状況と思いますが、最近は図書館スポンサーというような発想が始まっています。こういうことも考えたりすると、やはり図書館業務の中でいろんな新しい展開が出てきよるんですね。そういうものにスムーズに対応していくためには、それなりの有資格者としてのノウハウがあったほうが私は望ましかったと思うんです。もう決まったことでしょうから、それは仕方ありませんが、このことについては最後になりますが、であれば今4校に1人ずつ現在はPTA雇い図書司書補という人がおるわけですが、現在いらっしゃる4人の方は、今後も——応募されたのではないかなと思うんですね、この新しい募集に。その辺についてちょっと説明してください。応募されたのであれば、何人の方が残られたのか。残られたというか、採用されたのか。全く新しい人たち4人ですよということなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

現在いらっしゃいます4名の職員さん方全員応募をいただきました。面接試験、それから作文試験というふうな形で実施いたしました。まだ結果通知は差し上げておりませんで、協議中ですが、やはり現場にかかわっていただいておりますので、面接内容も作文内容もその方たちが、やっぱり高い評価であったということだけ、ここでお話をしたいと思います。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

まだ決まっていないんですか、決定してないと。採用者は。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

今申したとおり、一応まだ起案の段階で合格通知は出しておりません。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

有資格者でなくてもいいということで、何か現在、こういう聞き方をすると——現在勤めてある4人は有資格者、有資格者でない人、どんななっていますか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

現在お勤めの方は有資格者が2名、資格のない方が2名でございます。

○議長（野村泰也）

佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

その人数だけ聞いておきます。

次に、最後になりました。地域ブランドの話ですけれども、やっぱりよそでそういう話が起きてくると、広川町でも何かできんかなと。これはすぐ考えるわけですけれども、私は本当いろんな詳しい情報を持ち合わせない中で考えると、ああ、広川には大きなジャンボ梨があったなど、これは何か広川町ならではの、今は愛宕、愛宕と言っていますけれども、以前は何か商品名というか、ブランド名みたいなのがついておったなと思ったりするわけですが、あれがあったなど。私も遠方には全部そういう、この広川町の梨を贈るんですが、非常に好評です。ですから、こんな大きい梨はよそにはないということで非常に好評なので、この愛宕こそ地域ブランドに何か絵になっていくんじゃないかなと思ってお尋ねしたところですが、県とも協議し、いろんな検討はやったという中で、やっぱり地域ブランドとして認められるものではないということらしいので、非常に厳しいみたいですね。ですから、非常に残念な

思いであります。しかし、やはりこういうもの、何かやっぱり——このものは地域ブランドは農産物に限ってですから、しかし、新しくそういうものを目指せる分野、6次産業もという言葉もありますが、それともまた軌を一にするような発想で、地域ブランドを目指せるようなものが将来出てくればいいなと思っているところであります。

この地域ブランドは、広川町には対象となるものがないということだけ明らかになりましたので、諦めざるを得ません。非常に残念ですけれども、八女本格玉露と、それだけが地元、地域に、近くに認められたということだけでもよしとしなければならないのかもしれないかもしれません。そういうことで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番光益良洋君の登壇を求めます。

○4番（光益良洋）

4番光益良洋でございます。今回、私は2つのことについて質問させていただきます。

1つ目は、防災対策について質問させていただきます。

防災対策といいましてもさまざまなことがあるかと思えますけれども、毎年のように日本各地において大規模な自然災害が起きておる中で、本町、広川町においても、平成22年の水害、また九州北部豪雨災害による水害という形で、本当にいつ起きるかわからない中で、近年、大規模な水害等は起きておりませんが、いつ起きるかわからない災害というものに広川町においてもいろんな対策を講じておられるかというふうにも思っております。

そういった中で、緊急災害時の備蓄品の保管と、それに携わる防災の拠点とも言える消防詰所も老朽化、何十年ともうたっておりますので、そういったところの中での消防詰所の建てかえ計画があるのかということと、また、各行政区において行われておりますけれども、広川町においては、全行政区において自主防災組織というものを立ち上げて、今現在、いろんな活動をされておるわけですが、そういった中でさまざまな訓練が行われております。しかし、訓練もマンネリしてしまうと、どうしても出席者の減少といえますか、意識の

向上というものが希薄になってくるかと思しますので、いろんな訓練計画を消防団、また区、また行政、そういったところで話を行って、今やっていっていただいているところかと思はしますが、そういったところに対する支援等がないかということ。また、その支援というものがやはり訓練となると、より実践に向けた訓練というものも必要になってくるかと思はしますが、私もそういった防災、消防に今現在も携わっておりますけれども、そういった訓練に行くときに、実際の火災等々については、今現在、水消火器ということで訓練用の消火器がございますけれども、区民の皆さんからの要望といたしましては、実際に火が上がったところでの訓練というものもやってみたいという要望がございます。そうなってくると、実際の消火器を使つての消火訓練、もしくは今現在、簡易消火栓という形で各行政区にどんどん普及しておりますけれども、その消火栓を使つての訓練ということのより実践に近いような訓練をやる中で、やはりどうしても消火器等々を使うとなってくると、それに伴う経費等がかかってきますので、そういったもろもろもありますし、町が備品として管理する防災訓練用の備品の支援体制がないかをお尋ねしていきたいというふうに思っております。

また、2つ目に、公園整備管理ということで、私も常々、公園の管理と今後の整備ということは何回か質問させていただいておりますけれども、そういった中で、前回質問した後にも都市公園の長寿命化計画というものを策定するということとお聞きしておりました。27年に計画を策定し、28年度より実行するということだったと思っておりますけれども、そういった計画の進捗状況というものをお尋ねしたいというふうに思っております。

そういった中で、やはり竜光寺公園というものが一番古い公園になるのかなというふうにも思っておりますし、また、竜光寺公園内においても破損した部分、早急に取りかえが必要になってくる部分というものもあるかと思はします。やはり人が寄るところになってきますので、なるべく危険というものを回避する公園であってほしいというものが目標でございますので、そういったものの対策をお聞きしていくわけでございます。中でも広川球場についても質問を何回かさせていただいておりますけれども、フェンスの損傷、穴があいているところが年々多くなってきているのは事実でございます。そういったところで、前回も質問させていただきましたけれども、子供がくぐれるような穴というのも実際、広川球場のほうのフェンスにはあるということは御承知かというふうに思っておりますけれども、やはり使用料というものをいただくかわりには、そのきちんとした対価を持った施設の提供が大事になってくるというふうに思っておりますので、そういったところの早急な整備の必要という

ものをお願いしたいというふうに思っております。フェンスに限らず、グラウンド内におきましても、平らでなければならぬ箇所に凹凸があったりとか、石が相当表面に出てきて、石取りのほうが時間がかかるというようなこともお聞きすることもございますし、実際に私も球場を使う人間として、気づいたときには石は取ってポケットに入れたり、端のほうに投げたりということをやっておりますけれども、取り始めたらきりが無いぐらい石が上がってきたりとかしておりますので、そういったところで早急な整備をやっていただきたいというふうに思って質問をさせていただいております。

あとは質問席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

光益議員の質問の中の防災対策についてでございます。

防災対策における災害時の備蓄品保管所についての質問であります。国の避難所基準に照らし指定を行っております指定緊急避難所の上広小、中広小、産業展示会館、古墳公園資料館の4カ所、指定避難所の下広小及び役場の計6カ所に災害用毛布、飲料水等を備蓄しております。また、平成27年度から災害時非常食等備蓄事業を進めており、自主避難施設指定の各行政区公民館などに5年間保存できる保存食、飲料水を4年間で全住民分を備蓄する計画で事業に取り組んでおります。

次に、老朽化している消防詰所の今後の建てかえ計画に対する質問ですが、現在の広川町消防団詰所につきましては、第1分団から第6分団までの全ての詰所が30年以上経過しており、施設の老朽化が進んでおります。このため、今回の当初予算に計上しておりますが、施設の老朽化状況や緊急出動時に緊急車両の通行並びに団員の参集に支障が出ております。第4分団の詰所を新築する計画で地域との協議を進めております。計画では、平成28年度に施設用地取得、平成29年度に施設建設を考えており、備蓄倉庫や災害時の会議ができる会議室を設け、地域の防災拠点施設として整備を行ってまいります。ほかの分団詰所についても老朽化が進んできていることから、地域と設置場所などを協議しながら計画的に建てかえを進めてまいります。

次に、各行政区で行われている防災訓練に対する支援につきましては、平成26年度より自主防災組織支援補助金を設け、訓練・研修会補助、避難用資機材購入補助、防災施設設置補

助を行い、地域防災力向上の支援を行っております。このことにより、地域の防災施設等の整備が進み、訓練に参加される町民も年々増加しております。また、平成27年度には、全行政区と防災に対する意見交換会を行い、防災上の自助、共助、公助の連携の必要性や地域で発生するおそれがある災害の確認、避難施設等の周知を行っております。また、毎年地域で実施される防災訓練の内容充実と住民のさらなる参加拡大、発災前に行う防災活動の周知を行っていただき、地域防災力の向上に努めていただくよう依頼も行っております。今後も、町、八女消防署広川分署、広川町消防団、地域との協働による防災、減災対策に努めてまいりますので、皆様の御協力よろしくお願いいたします。

次に、公園整備等管理についてのお尋ねでございますが、公園施設長寿命化計画につきましては、昨年の3月までに委託による策定業務を終えております。基礎資料となる施設の健全度判定に当たっては、部材単位で劣化や損傷をA、B、C、Dの4段階で評価、また、修繕、改築更新時期及び年次計画の目安となります緊急度及び優先度については、10年間の設定にて5段階で評価しております。また、施設ごとにライフサイクルコストの算出も行っており、今後の予算面の平準化につながるものであります。

平成27年度は、この基礎資料に基づき、特に竜光寺公園内施設の改修工事に対する補助金について県と協議を行い、平成28年度当初予算にて、球場、公園の園路照明灯の更新や再塗装、野球場の外周ネットフェンスの更新、野球場グラウンド面の補修、ナイター照明の安定器やボルトの交換などに係る予算をお願いしております。

また、野球場及び久泉運動公園内における園路舗装面が全体的に下がってきており、たまり水にコケが発生、滑りやすくなっている箇所がありますので、次年度以降の事業となりますが、舗装修繕に係る予算調整を行ってまいります。

公園内における日ごろの管理につきましては、指定管理者によって適宜の伐採、除草等の時期などを判断されて作業実施されておりますが、利用者から御意見などがあった場合は、状況を確認の上、協議または指導しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

4 番 光益良洋君。

○4 番（光益良洋）

本当に理想とする回答をいただきまして、ありがたく思っておるところでございますけれ

ども、最初に、備蓄品の保管場所ということで、今現在、6カ所に備蓄品のほうがあるというお話をされておりましたけれども、まず最初に、その備蓄品の保管場所というものを今後ふやしていかれる計画はあるのか、お聞きいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

現在、備蓄品、毛布等の備蓄をしておりますけれども、指定避難箇所におきましては、現在のところでふやすところの検討には入っておりません。

○議長（野村泰也）

4番光益良洋君。

○4番（光益良洋）

なぜそれを聞いたかといいますと、やはりまだまだどこに備蓄品があるというものを御存じじゃない町民の方というのがたくさんいらっしゃいます。災害は起きないにこしたことはないんですけれども、やはりもし有事のときには、そういった形で早急に対応できるようなところがあると利便性も高まるんじゃないかなということがある中で、各行政区においては公民館等々も避難場所ということで指定されておるところもあるかと思っておりますので、そういったところにも、その人間分の備蓄をやってくれという形じゃないんですけれども、やはりそういった備蓄品というものは至るところにあっても構わないのかな、きちんと管理さえすればですね。そういったところはどうかお考えでしょう。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

町長の答弁にもございましたように、非常食関係につきましては、今後5年間で各行政区の公民館等に住民分の備蓄を考えております。それと、その他の備蓄品につきましては、各行政区におきましては、行政区の自主防災組織におきまして補助等を活用していただきまして、訓練、それから備蓄の内容につきましても充実を図っていただければと思っております。それから、町が指定します避難箇所につきましては、今後、備蓄品の数量なり、装備品なりについては充実をしていきたいと考えております。

○議長（野村泰也）

4番光益良洋君。

○4番（光益良洋）

ぜひともですね、備蓄品はもう考え方によっては、今、こういった時代になってきているので、あつて当たり前という考えになるかと思えますけれども、やはりあるだけじゃいけないので、そういったある場所というものの周知徹底もぜひともやっていただきたいし、今後ともそういった形の中で、備蓄品の保管場所というものも随時ふやしていただければなというふうに思っております。

それと、関連と申しますか、そういった備蓄品保管ということも踏まえた中での消防団詰所という考え方も一つあるのかなというふうに思いますので、その辺の絡みも踏まえた中で検討していただきたいというふうにも思います。

次は、消防団の詰所の老朽化についての建てかえということで、これから随時計画してやっていくと答弁をいただきましたので、それは一安心をしておるところでございますけれども、やはり消防団詰所というのは防災の拠点となり得る場所でもありますし、一番最初に来年度から4分団の建てかえのほうの流れに入るということで大変ありがたく思っております。どうしても駐車場がなかったり、場所的に利便性が悪かったりというところで、今現在ある詰所でも、その当時は計画を立てた中でやられておったんだろうけれども、その後にあるんなものが周りにできたりとかなってきて、利便性的なものも失われつつあるというところもありますし、車両が出るときに出にくいというようなところも実際ありますので、そういったところも考慮した中での団の詰所ということでの計画、もしくはそういった備品等々を保管できるような防災拠点ということも考えた中で計画を進めていっていただきたいというふうに思っております。そこら辺の流れで、今後、計画を立てられていくわけですがけれども、答えられる範囲で結構ですけれども、大体どれぐらいをめどにそういった詰所の建てかえというものを実際考えておられるのかというのを今現在で言われるところで構いませんので、よかったらお答え願いたいと思います。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

消防団の詰所におきましては、それこそ昭和50年代に整備をしておりまして、30年以上経過しているところでございます。年次的な今後の建てかえの計画でございますけれども、そ

れにつきましては、いつまでにどこをといるところはまだ決めかねているところでございます。それにつきましては、各消防団の詰所におきまして、やはり建てた当初からその場所、それから装備品、車両の大きさ等ですね、そういうのも変わってきております。それで、どうしても消防団員の参集におきましても車での参集ですので、そういう用地の確保等を考えますところや、それから、先ほど言いました詰所の機能におきましても、これは消防庁のほうからの指定、方針が出ておりますけれども、今後、防災の拠点としての防災用品の備蓄、それから防災の際の会議をできる場所とか、それから女性消防団員に対応しましたトイレ、更衣室等の整備も指針が示されております。そういう状況もございまして、ある程度の敷地の広さを確保する必要がございます。それにおきまして、現在の場所に建てかえられるのが一番かと考えておりますけれども、敷地の確保等につきましては、その分団の管内の関係者の方と十分協議をした中で進めてまいりたいと思っております。

それと、実際、6カ所建てかえるとなりますと、財政的な面もございまして、今、消防車両のほうの更新も考えておりますので、大きな金額となってまいりますので、その用地の確保並びに財政計画等もあわせて計画的な更新をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番光益良洋君。

○4番（光益良洋）

ありがとうございました。ぜひとも計画を一刻も早く立てていただきまして、財政的なものもあるかと思っておりますけれども、やはり防災力強化というものも大事になってくると思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

あと、そういった中で、各行政区において自主防災組織があるものに対する補助というものには本当に大変ありがたいことで、私も地元の自主防災組織等々でいろいろ訓練等をやっておりますけれども、備品購入というものはやはりそういった形で考えて、区の中でもやられておられます。しかし、訓練用具になってくると、どうしてもそれを備品化して区に置いておくとなるとちょっと違うのかなというふうに私思ひまして、訓練等々においては、八女消防本部のほうから今現在貸し出しをいただいたりとか、なるべくそういった形で費用がかからないような形をとっての訓練内容というのが実際の部分でありますので、例えば、実際に火を上げるときには、どう言ったらいいんですか、金でつくったおけというものに実際水

を張って、ガソリンまいて、火を上げて、それを消火するわけですけども、そういったものをよければ訓練キットみたいな形で備品化していただいて、各行政区において訓練をされるときには、それを一式をするところといったことができますよというものがもしあるのであれば、訓練内容もそれからまたワンランクも上がっていくんじゃないかというふうに思いますけれども、そういった備品購入というものもありますし、消火器もどうしてもお金がかかってきますので、消火器等々の町として訓練キット備品を持つというような計画はあるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

訓練時の器具でございますけれども、現在のところ、訓練を行う器具について、町のほうで備えつけておくところの検討には入っておりません。現在も消防本部との連携によりまして、訓練内容を各自主防災組織と話し合いをしていただきながら訓練をしていただいておりますけれども、そういう実践的な訓練の要望なり、そういう資機材について訓練の要望が高まってくるものでしたら、また消防本部のほうにあるもの、それからやはり町として備えておくべきものなのかというのを検証いたしまして、そこのところは考えてまいりたいと思っております。

それで、先ほどからお話ありました消火器の実践の、水消火器じゃなくて、粉消火器での訓練ということですけども、現在も各行政区で備えてあります消火器がどうしても耐用年数関係ございますので、そちらの耐用年数も過ぎるようなものを使用していただいて、その後の入れかえ、それから購入等については、今の補助制度を使っていたきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番光益良洋君。

○4番（光益良洋）

そういったところで、要望があったら計画をそのときに考えていくということで、そういった要望があるときには早急に対応していただきたいというふうに思っております。

では、次のほうの質問に移らせていただきます。

公園整備管理についてですけれども、これについても本当にいい答弁をいただきまして、これから随時いろんな交換するところは計画性を持ってやっていくということで、本当にありがたい話ではありますけれども、現在、今度、28年度に竜光寺公園の予算を上げていただいておりますけれども、そういった中で時期的なものがもしわかるのであればちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（竹下勝博）

それぞれの工事の時期はまだ未定でございます。それで、それぞれの工種の必要工期の確認がとれましたら、教育委員会と事務局と協議をし、それを固めていくと。そしてまた、利用者に対して周知を図っていくということで努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番光益良洋君。

○4番（光益良洋）

その辺のところは、やはりどうしても使用頻度が多い時期と、寒くなったらやはりグラウンドを使う機会というのは野球場は少なくなってくるかと思っておりますので、その辺のところはきちんと利用者等々と話をさせていただいて、なるべく影響がないような形の工事も取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そういった中で、ある利用者さんが言われましたこととして、こういったところの球場なり公園の鍵を借りに行くのが教育委員会で、管理をするのが建設課ということで、教育委員会に鍵を返しに来たときですね、あそこがどうだった、こうだったということで、管理に対してちょっと言われたことがあったということで、いや、管理は建設課やけん、建設課のほうに言っとってくれという返答をいただいたという言葉がちょっと、悪い意味とかじゃなくて、そういうふうに、なぜ公園のほうの鍵は教育委員会で、管理のほうは建設課なのかという話をお聞きしまして、私もある程度鍵の貸し借りなんかも一本化できないものかと思うんですけれども、そういったところはどうでしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

今の鍵を借りに行ったところにちょっと足りない部分があって、この点をお願いしますよということを教育委員会で鍵を貸し出した場合に聞いたならば、それを建設課に連絡するというのは大体その人の仕事なんです、役割。それは職員の怠慢です。ですから、そういう人がおったらちゃんと今後報告してもらおうように言ってください。厳重に注意しますから。

○議長（野村泰也）

4 番光益良洋君。

○4 番（光益良洋）

私もそのとおりでと思います。ちょっとそのときがそういったことがあったということを知りただけで、誰やったから聞くと、ちょっとわからんというような話やったから。だから、その人はその対応に対して不満を持ったとかという感じの受け取り方じゃなかったのは確かです。ただ、いや、それはいかんよと、逆に僕がそういうふうに思ったんで言ったんですけども、管理は建設課やけんですねぐらいな感じで、その人も早急にどうにかしてくれというようなことを言われていたことじゃなかったみたいなんです。だから、変なふうに思われたということじゃないけれども、やはりそういったところも今後ないとは限らないんで、その辺のところも町長からも申されましたように怠慢になってくる部分になってくるかと思っておりますので、そうなってしまえばですね。ですので、そうならないためにも、鍵の貸し借りと管理というものは別に一本化でもいいのかなと思うんですけども、その辺のところはどうでしょうかね、もう一度お聞きします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

役場の庁舎が今手狭になって、建設課が元の商工会のところにありますので、そこに借りに行くのも不便なんです。ですから、今までどおりで結構ですから、そして、何かそういった不備な点があれば、その鍵を貸し出したところが聞くというのが当然の話ですから、一本化する必要も何もありません。そこに不備な点を申し上げていくだけの話ですから。そういうことを横の連携がとれないのが我々の職員の教育が足りなかったということでございます。今後もその体制でいきますけれども、職員の教育についてはしっかりとやっていきます。

○議長（野村泰也）

4 番光益良洋君。

○4 番（光益良洋）

その辺のところはぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思っておりますし、今回、たまたまそういう形で聞いたもんですから、その方はそう思われていなかったからよかったものの、こういうことが出てきた場合には、そういうところからまたいろんな不平不満等々出てくる可能性もありますので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

そういった流れの中で、整備計画をまたきちんと立てて、随時やっていくという意見をもらいましたので、ぜひとも実行にきちんと移っていただいて、久泉の運動公園のところも北側の歩道はコケも生えておりますし、ちょっと湿り気があったり、雨が降ったりすると、そこは歩きよっても滑るぐらいの歩道になっております。管理のほうもやはり高圧洗浄をかけた跡なんかありますけれども、何とか頑張っ取ろうという跡は見えておりますが、どうしても見えてもなっておけば、いろんな形で思われるところは出てくるかと思っておりますので、そういったところも踏まえた中で、危険度が高いようなところは重点的に早い段階でいろいろやっていただきたいというふうにも思っておりますので、その辺もよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

公園の管理で、また今現在、委託をしておるわけですがけれども、そういった委託管理者の事業報告等々というものはきちんと報告をされておられるんでしょうかね。それともどういった形か——報告ですよね、報告が年に1回なのか、年に何回なのかというところ、ちょっとそこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（竹下勝博）

それぞれ公園ございまして、都市公園8カ所ございます。その8カ所について、今、指定管理者による委託業務というふうになっております。作業の報告は毎月提出してもらっております。それとあわせて、月1回、職員と委託側の責任者と一緒に巡回するようにしておりますので、その辺の情報連携はとれていると思っておりますが、まずは指定管理者によってきちんとその辺の状況把握をしていただければ、今後も連携を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4 番光益良洋君。

○4 番（光益良洋）

やはり公園というものは、先ほども言いましたけれども、人が寄るところになりますので、そういった危険度がもう本当にゼロになるというところが一番大事になってくるかと思えますので、そういった行政側と委託側と、それにもまた住民の方々というところまで踏まえた中で、すばらしい公園づくりを目指していただきたいというふうに思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、3 番川島忠孝君の登壇を求めます。

○3 番（川島忠孝）

3 番川島でございます。きょうは私の質問は大きく分けまして3つございます。1 番目が地方創生、それから、2 番目が川瀬交差点における渋滞の緩和、3 番目が小・中学生の体力及び学力向上の取り組み、この3点でございます。

その提案の趣旨を簡単に申し上げますと、地方創生につきましては、先般の2月4日、概略ということで、具体的な内容ではなくて、おおむねの案ということで説明がございました。その中で、まだ具体的な内容はございませんでしたけれども、政策のもろもろの計画ということで説明ありましたけれども、そのときに私が感じましたのは、かなり多種多様にわたった政策が計画されておるということではございますが、余りにも多くの政策を取り上げますと、やはりアブ蜂取らずというようなことで、重点的に絞った政策の推進が必要ではないかなというふうに私は考えます。その点について、ちょっと具体的なことを後ほど質問したいと思えます。

それから、2 番目の川瀬交差点を中心とした朝夕の渋滞状況でございますが、私、毎朝、小学生の通学する交差点で子供の安全のために立っておりますが、ここ何年間かは3号線及び川瀬交差点が特に朝の通勤時、それから夕方方の買い物客とかが多くなる時間帯、ここに一般車両が生活道路あるいは通学道路にどんどん入ってくる状態であります。こういう状態を野放しにしておきますと、子供たちが大きな交通事故とかの被害に遭う可能性もございます。したがって、特に具体的な早急な対応ということでお尋ねしたいというふうに思えます。

それから、小・中学生の体力及び学力向上、これを取り上げた理由でございますが、ここ

何年間かはゆとり教育というようなことで推進してきた流れが、各県あるいは市町村単位で子供の学力、体力向上について、ある意味での競争を促して効果を上げるというような流れに変わってきております。そういう状況の中で、広川町もやはり世代を担う小・中学生を健全に育成するためには具体的にどのような推進を行った方がいいか、ここら辺をちょっとお尋ねしたいと思っております。

それでは、具体的にはそちらのほうからお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

川島議員の質問の中の地方創生についての質問でございますが、地方創生については、広川町人口ビジョンにおいて、人口の将来展望として、平成72年に総人口1万8,000人を確保することを目指すとしております。この目標を達成するためには、転入者の確保と合計特殊出生率を向上させることが必要であり、その具体的施策をまとめたものが広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略であります。

総合戦略は4つの基本目標を掲げ、将来の人口減少に対するためのさまざまな施策を提案しておりますが、総合戦略を推進するに当たっては、各事業を連携させながら効果的に取り組んでいくことが重要であります。そのため基本目標を横断し重点的に取り組む事業群をシンボルプロジェクトとして設定しています。

1つ目は、「おしゃれオトナ女子の聖地」づくりで移住促進プロジェクトで、20代後半から40代女性をターゲットとして、久留米餅を中心とした広川町の資源を生かした商品開発による生産拡大と雇用を創出することにより、情報の発信、起業支援、就業支援を図るものであります。

2つ目は、「生涯活躍のまち広川～おかえりなさいプロジェクト～」で、Uターン希望者や主観的健康観の高い人をターゲットにした人生後半期においても生きがいを持って安心して暮らせる環境をセットにしたライフスタイルを提供し、移住を促すものであります。

3つ目は、「ここで健やかな子どもを育てたい！」移住定住促進プロジェクトであります。安心して子育てできる環境は移住先を選択するに当たって重要な要素となります。子供の遊び場整備、特色ある教育環境など、幅広い子育て支援策を展開してまいります。

4つ目は、広域エリアネットワーク・モビリティ向上研究プロジェクトで、福岡市や久留米市を中心とする都市圏の都市機能の活用を高めるため、主要道路や公共交通網の整備だけでなく、高速バスや電車の利便性を高める施策の検討を行うものでございます。

この4つのプロジェクトを本町の地方創生のシンボルとして位置づけて重点的に取り組むこととしております。

次に、朝夕における川瀬交差点の渋滞緩和についての質問でございますが、平成26年8月に三潁上陽線バイパスが久留米筑後線まで供用開始したことに伴い、県が実施した方向別交通量の流動調査では、知徳交差点における欠塚方面から三潁上陽線現道への右折交通量は供用前より1日600台の減少という結果でもありましたので、川瀬交差点より西方向については、幾分の渋滞緩和になるのではとバイパス効果を期待しておりましたが、どうしても夕方については緩和されていないというのが現状のようであります。

御質問の川瀬交差点の迂回路整備による車両の分散など具体的な考えはということですが、現時点においては、集落内の道路を整備する要望と計画はございませんので、今後、地元行政区と意見交換を行うことで、当面の渋滞緩和につながる具体的方法を見出せればと思います。

いずれにいたしましても、国道3号の交通を分散し減少できなければ本来の渋滞解消とはなりませんので、国道3号バイパス協議を前進させたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

川島忠孝議員の御質問のうち、小・中学生の体力及び学力の向上についてお答えしたいと思います。

小・中学生の学力及び体力の向上取り組みに伴いまして、月2回の土曜学習の実施ができないかとのお尋ねでございますが、現在、土曜授業は、小・中学校の裁量で年間に2回から3回の実施としております。また、夏季休業中に算数・数学強化講座を行っております。この講座は、児童・生徒の個別の学習の実態に応じて、きめ細かやかに指導を行い、算数、数学の確かな学力の向上を目指す取り組みでございます。

現在、土曜日の過ごし方としましては、各小学校区単位で土曜ネット教室を行っておりま

す。この事業は、学校、家庭、地域が連携し、世代間の交流を通して、子供たちに生きた体験活動の場を保障するものでございます。

正規の授業を土曜日に年間通して行うことは考えておりません。

部外者講師の活用につきましては、先ほど申し上げました夏季休業中の算数・数学強化講座に教師資格を有する者のほか、大学生や高校生を活用する取り組みを行っております。本年度は5日間の講座に小・中学校で延べ106名の外部の方々をお願いいたしました。

今後も引き続き、八女地区の高校及び付近の大学とも連携を深めながら、児童・生徒の体力及び学力向上を図っていく計画でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（野村泰也）

3番川島忠孝君。

○3番（川島忠孝）

先ほど町長に地方創生について回答をいただきましたけれども、この点について、ちょっと二、三、佐々木議員と共通する点も多々ありましたので、共通する点につきましては省略させていただいて、私がちょっとお聞きしたいということに的を絞ってお尋ねしたいと思います。

この地方創生につきましては、先般の大臣からの通達文書を見ますと、地方創生加速化交付金と地方創生推進交付金と2種類あるようでございます。この2種類それぞれに趣旨が違うんじゃないかと思えますけれども、これの具体的な推進ということで、現在の各課の対応、あるいはどこかの課が対応を責任持ってされるのか、この地方創生に対して新たなプロジェクトをつくれるのか、そこら辺の推進の計画がございましたら、ちょっとそこら辺をお答えいただけたらと思います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

この地方創生関連の事業の推進につきましては、事務局としては政策調整課が担っていきます。この事業の中には各課の事業が入ってきますので、各課からプロジェクトチームを選任して、各課連携の中で事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

3番川島忠孝君。

○3番（川島忠孝）

わかりました。それでは、一応今の回答で判断いたしますと、現在の町職員の体制の中で対応をしていくというふうに解釈をいたしました。ある面においては、例えば、特殊な技能、知識、こういう方を必要とする場合には、新規採用とか、あるいは人事の採用とかなさるかと思いますが、そこら辺までの踏み込んだ計画はございますでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

この地方創生に関する事業については官民協働でやっていきたいと思っております。人材については地元であったり、そういう人たちを巻き込んでこの事業をやっていきたいと思っておりますので、職員はその手助けをすると、そういうふうな考えでおります。これについては、職員ではなく、地域おこし協力隊とか、そういう方を選任して特別な事業に充てたりですね。職員としては一般職非常勤というのを今回、来年度から設けさせていただきますので、そういう職員の採用は考えておりますけれども、今の段階でこの事業に関しての正規の職員というのは今のところちょっと考えておりません。今の全体の職員の中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

3番川島忠孝君。

○3番（川島忠孝）

ありがとうございました。大体わかりましたけれども、この地方創生につきましては、やり方によって交付金の額も変わったりすると思います。それで、しっかりとした地方創生の計画書というのをつくられて、どれもこれもやるということでは、なかなか体制的にも無理なんじゃないかと。だから、広川町に似合った適正な計画というのをひとつしっかり練っていただいて推進していただきたいと、最後にこの点1点だけお願いをしておきたいと思えます。

次の項目に移らせていただきます。

先ほど町長から御回答いただきました川瀬交差点を中心とした朝夕の渋滞状況、この問題ですが、莫大な予算とか、そういうのを突っ込んでの解消というのは無理というのは私も理解しております。それでは、可能な施策としてできることはないのかということで、私、質問に立つとるわけですが、現在、アスタラビスタの交差点、それから幼稚園の前の交差点、それから本来の3号線の川瀬交差点、これに3つ信号があります。いずれも右折の矢印が現在のところありません。それで、例えば、右折車が何台かおつとまりますと、アスタラビスタのところも、広川幼稚園の前の川瀬西交差点ですか、あそこについても右折車が何台かおつたら後ろがもう前に進めないわけですね。だから、大きく渋滞の原因になっております。したがって、当面それだけでも解消すればかなりの交通渋滞の緩和になると私は見ております。念のために何日か立ってみました。それが最大の原因のようですから、あそこを右折車線が何台かとまって直進車を流せるような交差点にできれば、可能であればそれを推進していただくと非常にありがたいと。それと、一日も早くアスタラビスタの横を高速道路方向に延長の線を、これは県のことですから、広川町の独断で推進というのは不可能かもしれませんが、やはり1日でも早くあれがつながるというのを地元としては皆さんに望んでおります。この2点について見通しといたしますか、これをよかったら御回答お願いできませんでしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

右折信号については、これは警察の問題でございます。警察が調査をしまして、ここに右折信号が必要なかどうかということ判断して設置するわけですが、信号そのものの時間も警察が管理しております。ですから、今、一番適正に流れる信号の時間はどうなんだということ把握しながら変えていただくわけですが、その点について、我々は要望はずっとしております。しかし、なかなか進まないというのが現状でございますが、ちょっと考えていただくとおわかりかと思いますが、町民に利便性が高くなるように、お店ができることは本当にありがたいことなんですけれども、お店ができたらそのあたりは渋滞するというのは当然でございますから、その後のそういった信号の時間、そういったものについては警察に幾度となくお願いをしながら変更をしていくようお願いをしているところでございます。

唐尾広川線につきましては、今、要望を出していますけれども、これはかなり難しい問題がございますので、町民がいかに強力に要望をしたからといってすぐにできるものではございません。一つ一つ、ひもときながらやって今進めているところで、やっと入り口に着いたのかなという現状でございます。

○議長（野村泰也）

3番川島忠孝君。

○3番（川島忠孝）

信号の問題については、一応警察の管轄という御回答でございましたけれども、そういうことでありますならば、私としてもそういうことは可能かどうか、実態を八女警察署のほうでちょっと私も調査いたしまして、警察がどう対応してくれるのか、警察がそれに対応するに当たっては、町、あるいは住民のどういう協力が必要なのか、そこら辺の実態を踏まえまして、今後前向きに、川瀬、あそこの周辺を通勤で通られる人たちの便利をなるべく図っていくために、今後とも私も個人的にも一生懸命努力してまいりますけれども、ひとつ町当局の御支援、あるいは推進についてよろしくお願ひしたいということで、この件は終わりたいと思います。

続きまして、教育長のほうから御回答いただきました小・中学生の体力向上、これはやはり何と申しましても、広川町の発展のためには将来を担う子供の健全な育成、優秀な社会人としての子育て、これが一番基本ではないかと私は常々考えておりました。誰だって自分の子供は一生懸命かわいがって育てます。各自治体どこも競争して優秀な人材を育てていくような方向に今は向かっております。広川町もおくれをとるようなことがあってはならんと私は思います。

前教育長さんが、私が分館長の当時でありましたけれども、教育方針についていろいろ御説明なり要望がございました。その中で、子供に対しては、ボランティア精神の育成とか、何事にも積極的に参加をさせる、意欲を持たせるとか、地域を巻き込んだ子供の教育に取り組んでくださいという要望がございました。その後、いろいろな施策がとられたかとも思いますけれども、教育長が先ほど説明されました土曜日学習、これは恐らく子供には参加は任意と私は認識しておりますが、そうなりますと、任意というと参加する子もおれば参加しない子もおる、あるいは親が無関心で、そういうことに参加をさせないとか、そういう実態であるならば、やはりそういうのも利用して、月に2回程度、正式の学校教育としての延長と

ということが無理でありますならば、やはり半強制的にでも、余りにも子供に自由時間を与え過ぎないと、こういう趣旨から私は土曜日2日くらいはある程度子供の拘束を図った教育の推進と、こういう趣旨でひとつ申し上げたわけですけれども、そこら辺のあり方をですね。やはり任意ということであれば、果たして土曜日学習に子供たちの何%ぐらいが参加しているのか、効率が上がっているのか、ここら辺がちよっと目に見えないものですから、そこら辺の実態を実際参加パーセント、あるいは効率が実際効果的な成果を上げているのか。ちよっと私も何回か参加しましたけれども、余り目に見えて見えんやっただけですから、今後そういう面を改善していただきたいという気持ちで質問に立っております。今、何%ぐらいで、我々が納得いくような効果的な面がありましたら、ひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

日ごろから小・中学校の支援ありがとうございます。今、質問いただきました内容につきましては、広報の10月号に特集して書いております。はっきり書いていますように、小学校につきましては、5、6年生全員でございます。中学校1年生全員、2、3年生は学校が指定する者、希望者となりますが、実際には必要なものって学校でやっておりますので、ほぼ学年限定全員でやっております。

この夏季休業中の算数・数学強化講座と申しますのは、学校には教育課程と申しまして、35週にわたって何時間しなければいけないという時間があるんですが、それ以外の時間としてしております。なぜかと申しますと、その規定の授業の中では理解が早い者、なかなか理解できない者、差がつきます。そういうことで、この夏季休業中の5日間を使いまして、コースに分けて、たくさんの外部の講師をお願いして、少人数で細やかにわからないところをまた教え直したり、みずから学んだり、わかっている分についてはどんどん先に行くようなプリントを与えたりしまして、個に応じた指導をしまして、非常に学力の向上に資する結果になっているものと考えております。

それから、学力について申し上げますと、小・中学生の学力というのは3つの要素があったら伸びると言われます。広川町は確かな学力をつけたいということで取り組んでおりますのが、その3点と申しますのは、1つは、学校の授業の量と質でございますね。それから2

つ目は、すばらしい教室の出会い、すばらしい学ぶ者同士、仲間との出会いが2つ目でございます。3つ目は、地域の方々との交流並びに豊かな体験、この3つがあったら子供たちの学力は伸びていくと言われております。広川町ではこの3つをバランスよく取り組んでおりますし、小・中学校におきましても規定の授業時数をしっかりとれるように、例えば、中学校におきましては、始業式の後に授業をしたり、終業式の後も授業をしたり、または今、2学期の初めに1日だけ前倒しして、8月31日にテストを行って子供たちの気持ちを切りかえて、9月1日から学校に向かう体制をつくったり、さまざまな工夫をしまして、確かな学力を伸ばす、確かな力、生きる力を伸ばす取り組みをしております。

町長が申しあげましたように、やはり将来、人口減の中でどのように子供たちが町を担う人材として育ってくれるかということは大変大きな問題でございますので、教育委員会といたしましても、やはり生き抜く力と町を愛する心、そして、世界を見据えて活躍したいという希望を持った子供たちを出したいということでさまざまな施策に取り組んでおります。

それから、そのほかにも、この広報には毎月書いておりまして、学力の実態、それから地域の活動、各学校の特色を書いておりますので、どうぞお読みいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

補足しまして、議員お尋ねの月2回の土曜ネット教室の参加状況をお尋ねになったかと思いますが、手元の資料では、上広小学校が生徒が190人のうち44人、中広が733人のうち135人、下広が216人のうち66人が土曜ネットに参加しております。これにつきましては、先ほど教育長のほうが答弁しましたとおり、地域の方々が3校合わせまして、指導者とそのネットの中で学ばれる方というのが120名いらっしゃいます。それにそのネットの指導員がまたいらっしゃいまして、その中で地域の方たちとの交流、それから体験の中で学ぶものというふうな成果が上がっております。

○議長（野村泰也）

3番川島忠孝君。

○3番（川島忠孝）

今言われた土曜日、私が先ほど申しましたように、私の確認したところでは、各小学校に

分かれて行われております子供の参加状況、これが予想どおりですね、私も少ないなという気がしておりました。今、数を上げられても4分の1か、その程度の参加ということで、あとの子供たちは土曜、日曜、自由な時間で何といたしますか、勝手な生活と。ちゃんとした親の教育とか、そういうのできる子供ばかりではございません。それで、やはり地域社会、あるいは教育委員会、学校、これが一丸となって、そういう子供にきちんとした日常生活が送れるような教育と、これを推進していくために私としては土曜日を利用して道徳教育なり、あるいは運動面でも好きな面を伸ばしていくとか、そういうことでの土曜日の活用というのをひとつお願いしたかったわけでございますので、一生懸命取り組んであるということは御説明を受けましてわかりました。しかし、なおかつ、私も今後も一生懸命子供の見守り、あるいは教育に向けて頑張ってもらえますけれども、今後の学校、あるいは地域、そういう活動実態を踏まえまして、推進すべき内容がありましたら、今後ともますます自分の意見なり要望ということを申し上げてまいりますので、ひとつそこら辺を気持ちを酌んでいただきまして、今後の土曜日の活用をよろしく願いして質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午後0時6分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、皆さんそろってありますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番丸山修二君の登壇を求めます。

○2番（丸山修二）

2番丸山修二です。昨年の3月までは、町執行部側で一般質問等の答弁をしておったわけでございますけれども、今回は質問をする側となりまして、何か複雑な気持ちでございます。今回、新米議員ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして、質問をさせていただきます。

今、少子・高齢化社会の中、平成26年4月1日現在において、本町の総人口の65歳以上の割合、いわゆる高齢化率が24.9%ということで、4人に1人が高齢者であります。平成47年には3人に1人が高齢者になると予測をされております。これまでに経験したことの無いよ

うな高齢化社会を迎えることとなります。これを前提として、今後は医療とか、介護制度のさらなる充実、地域におけるコミュニティや行事等の社会参加などで豊かな人生を享受できる社会の実現を目指す必要があります。今回、高齢者に関する2項目について質問を行います。

1つ目は、高齢者サロンについてであります。

現在、全国の市町村で高齢者サロンが多数実施されております。このサロン活動は、高齢者のひきこもりや閉じこもり、孤独といった状況が社会的に問題視され、高齢者の間でも話し相手が欲しいとか、いろいろな人とおしゃべりをしたいという要望があり、高齢者の居場所づくりということで平成6年ごろから始まったということでございます。高齢者サロンは、地域の高齢者が生きがい活動と元気に暮らすきっかけを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主的な活動であります。地域での交流の場を設けることで、住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりとなっております。

本町では現在、行政区を単位として20カ所で実施されております。私も数回、サロンに参加したわけですがけれども、参加される高齢者の方が本当に楽しく、はつらつと童心に返ったように喜んでおりました。また、サロンを運営されるボランティアの方も一生懸命支援され、本当に頑張っておられました。これこそ地域に密着したコミュニティ活動であり、地域における高齢者支援として非常に大きな役割を果たしているのが高齢者サロンではないかと思っております。そこで、本町の高齢者サロンの現状についてお尋ねをします。また、今後のサロンの推進、方針をどう考えてあるのかということをお尋ねいたします。

次に、2つ目は高齢者のスポーツの振興についてであります。

高齢化が進展する中で、誰もが元気で健康で暮らしていきたいと願っていますが、どうしても年をとると医療や介護が必要となってきます。現在、我が国の平均寿命が男性で80.5歳、女性では86.8歳と世界でもトップクラスとなっております。しかし、日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間、いわゆる健康寿命でございますけれども、男性では70.4歳、女性では73.6歳となっております。健康で生き生きと暮らしていくためには、この健康寿命を伸ばすことが必要となります。そのためには、スポーツ等を通じまして、いかに健康な体を保持していくかということが重要となるわけでございます。そこで、本町における高齢者のスポーツの現状はどうなっているのか。また、ますます高齢化が進む中に、高齢者に対するスポーツ対策はどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

以上、登壇での質問を終わります。あとは質問席でさせていただきます。どうかよろしく
お願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

丸山議員の質問の中の高齢者サロンについてのお答えでございます。

地域の皆さんが地域の皆さんのために行う交流による仲間づくり、生きがいつくり、心身の健康維持を目的とするサロン活動であります。平成23年度から高齢者いきいきサロン支援事業として、広川町社会福祉協議会へ委託をして取り組んでおります。委託当初は、11カ所で実施されていたサロン事業ですが、毎年ふえており、現在は20カ所で実施されております。若い世代や男性の参加者が少なく、継続して活動できる人の確保が難しいことや支援者の高齢化や担い手不足が課題として上げられます。高齢化が進む中、住みなれた地域で生きがいを持って暮らし続けることができる社会づくりのため、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいますが、その中で住民主体による通いの場としてのサロン活動は大変重要なものとなります。今後も社会福祉協議会と連携しながら、地域資源の発掘や課題の検討、地域における担い手の養成により、事業の拡大、充実を図っていきます。

以上で私の質問についてはお答えよろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

丸山修二議員のお尋ねのうち、高齢者スポーツの振興についてお答えしたいと思います。

スポーツは健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして大きな役割を担っております。本町では、多種のスポーツ団体が存在し、活発な活動が行われておりますし、町ではスポーツ大会、イベント等の開催やニュースポーツの普及、推進、各種団体、大会等への支援を行うなど、スポーツの振興に取り組んでおります。また、体育協会やスポーツ推進委員等との連携協力のもと、運動教室、イベント等を行うほか、町民体育大会や壮年ソフトボール大会、ファミリーバドミントン大会など、スポーツを通じた親睦、交流の機会を提供しております。

近年、健康、体力づくりに関する関心がますます高まる中で、生涯にわたって誰もがそれ

それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められていると考えております。

高齢者のスポーツの現状につきましては、町のスポーツ人口については把握できておりませんが、広川町でも高齢化が進む中、平成25年度に立ち上がった総合型クラブでは、26年度の実績で7つの定例スポーツ教室のほか、10個のスポット事業が行われ、延べ2,796人の対象者は、ほぼ65歳以上の方々でございます。また、体育協会のグラウンドゴルフの会員さんも本年度増加しております。スポーツ推進委員会でも、高齢者でも楽しめるニュースポーツの推進を進めており、囲碁ボールや吹き矢についても地域に普及してきました。町として、スポーツ施設の整備充実も含め、情報の提供を行い、高齢者を含めた生涯スポーツの推進に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

丸山修二君。

○2番（丸山修二）

それではまず、高齢者サロンの件について質問いたします。

サロンについては今後も推進をされていくということで、今後も未実施地区の地区について推進されると思いますけれども、何か、未実施地区はまだ十何カ所かございますけれども、推進目標というのを立てておられるかどうか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

町長の答弁の中にもありましたけれども、社会福祉協議会のほうに、この事業については委託をしておりますけれども、今現在ですけれども、上広川小学校校区が7、中広川小学校校区が11、下広川小学校校区が1というところとなっております。これが吉常は上・下、長延も上・下、行政区としては1つのサロンということになっております。

今年度ですけれども、既に下広川の藤田区でありましたり、中広の太田区でありましたり、まちづくり委員会の中でサロンの立ち上げについてお願いをしております。こちらのほうにつきましては、社会福祉協議会と連携をとっているところではありますけれども、今後の今、計画を立てております広川町の地域福祉活動計画、その中でもサロンのことについては話し

合いをしておりますし、このところで目標を立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

丸山修二君。

○2番（丸山修二）

推進の目標を今後立てられるということですが、やはりどうしても地域的にできないところとか、ボランティアの協力体制とかいろいろございますけれども、やはり年次計画等を立てながら、今年度は何地区を推進するとか、そういった形で具体的な推進指標を、目標指標を立てて推進をお願いしたいということだと思います。

それから、今さっき回答の中でありましたけれども、町のいきいきサロンの支援事業につきましては、社会福祉協議会のほうに委託をされて、具体的には社会福祉協議会におきまして、サロンの実施地区に対します運営の相談ないし情報提供、それから、研修とか実施団体相互の調整とか、サロン活動の普及啓発、そういった支援活動がされておきまして、私もボランティアの方と話をしますと、そういった推進体制の中で本当にボランティアの方は助かっておられるということをお聞きしております。しかしながら、地区におきましては、どうしてもボランティアの確保とか、先ほどもありましたように高齢化の問題、それから、後継者をどうするのかとか、それと、サロンを毎月毎月開催されますけれども、基本的に年間計画というのはつくられておりますけれども、この月は何をしようとか、いろんなことを心配しながらやっているというようなことも聞きます。そういうことでございますので、今、そういったサロンの支援というのはされておりますけれども、この事業を拡大するためにはさらなる支援強化が必要と考えるわけでございますけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

このサロン活動に関しては、ふれあいいきいきサロン助成事業というところで、赤い羽根共同募金の配分による支援を行っております。それと、ことしに入ってからですが、広川町のあるサロンですが、2つのサロンが視察研修に行っております。この視察研修によりますバス、その補助だとか、そういうものについては補助をしております。それと、

広川町は結構よそからも視察があるというところも聞いております。実際ですけれども、川瀬と久泉に関しましては、川瀬のいきいき会員でありましたら15年を経過しておりますし、久泉のいきいきサロンも8年がたっております。よそからも視察を受けるようなところもあります。なので、ここが町内でお互いに連携をとり合って、活動を今からされるところについては、そういうところが指導者となって引っ張っていただくといいふうなことも考えております。つい先日もですけれども、川瀬北のサロンにおきましては県のほうの、みんなが主役いきいき元気セミナーというものが行われましたけれども、その中で発表をされております。

以上です。

○議長（野村泰也）

丸山修二君。

○2番（丸山修二）

今、回答がありましたように、広川町でも長いところは10年以上サロンが開設されているということで、このサロン活動に精通した方も多くいらっしゃるかと思います。そういうことで、サロンごとの連携というのを今後とも深めていっていただくとともに、また、町、社協の支援もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、サロンにつきましては、具体的には区とか分館主体という形になってはいますが、ボランティアの方により運営が実質的にはされておるといふことでございます。ボランティアの方のお話を聞きますと、サロンの運営費の関係ですけれども、高齢者の参加費、それから、区とか分館の助成金、それから、先ほど言われましたように、社会福祉協議会のふれあいいいきいきサロン助成金、これで運営をされておられます。しかし、サロンの半数ぐらいが高齢者の参加費は無料という形でされておられます。それで、今後の運営費の関係についてもいろいろ心配されておられますけれども、今後、参加者もふえていくだろうと、サロンの参加者ですね。当然またふやしていかなければならないといふことで、運営に当たってはどうしてもその費用の問題で苦慮されておるといふ話もよく聞くわけでございます。

高齢者の参加費を上げるのか、助成金を増加するといふ、こういった方法で運営費を確保することも当然出るかと思ひますけれども、町としても今後、そういった超高齢化社会に入ってくるといふことで、高齢者の生きがいづくりとか健康づくりの観点から、今後、町として、サロン活動に対する助成、先ほどバス代とかの助成等もやっておるといふことですけ

れども、今後のことですけれども、そういった助成というのも、そういった支援の考えはあるのかということでお尋ねします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

今のところは、これ以上の助成をする考えはありません。

以上です。

○議長（野村泰也）

丸山修二君。

○2番（丸山修二）

今のところはないというふうな回答でしたけれども、高齢者サロンにつきましては、先ほど申しましたように、高齢者の生きがいつくり、それから健康づくりということで、地域の中でも大きな役割を果たしておるわけでございます。今後、先ほどの回答のように、その財政的な支援というのはまだ考えておられないということでございますけれども、やはり今後、サロンの実施地区をふやしていかれると、また参加者の増加が図られていくという中で、やはりどうしても町の支援、それから、拡充というのが必要でございますので、これをぜひ今後とも御検討方よろしく願いいたしまして、1点目の質問を終わります。

次に、高齢者スポーツについて質問をいたします。

文部科学省の調査によりますと、高齢者が1年間に運動やスポーツを行った種目の第1位がウォーキングだそうです。これは、いわゆる散歩も含んだところでウォーキングが第1位で、第2位が体操という形になっております。ウォーキングについては手軽で安全というようなスポーツでございまして、ウォーキングを行うことによりまして日常生活動作が改善されると、また生活習慣病や老年病の余病改善が有効であるということが研究によって確認をされておるわけでございます。

そこで、全国的に一番多いウォーキングに対しての提案ですけれども、町内の公園とか、安全面からしますと、歩道がある道路を利用して数種類のウォーキングコース、モデル的なコースをつくって、広報等で周知しながら、そういった手軽なスポーツという形でウォーキングの推進を図ったら、金が要ることもないし、今あるところをコースの設定をやって、例えば、ここは1キロコースとか、2キロコースとか、3キロコースとか、そういう形でやれ

ば費用的にも要るわけでもないし、そういったことを図ったらどうかなという、私なりに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

議員さんがおっしゃいますウォーキングにつきましては、町の教育委員会の中でのスポーツの振興として位置づけは現在はおしておりません。町内を見渡しますと、いろんなところで、いろんな時間に、いろんな方たちができるコースをというふうな形で、今現在やっつけらっしゃるかというふうに感じております。そういうコースをつくったらどうかというふうなことなんですが、今のところはもう自分たちで選定しながら行ってありますが、これからの課題というふうなことになろうかと思っておりますが、今現在のところは、そういうような計画は持っておりません。

○議長（野村泰也）

丸山修二君。

○2番（丸山修二）

今、ウォーキングの関係について、まだ具体的な計画は持っていないということで、今後の課題として、御検討をお願いしたいということで思います。

高齢者のスポーツとして、昔はゲートボール、今はグラウンドゴルフのほうが多いかと思っておりますけれども、そういった方も多数見られますけれども、全体的には、人数的には少ないと思っておりますので、とにかく手っ取り早いスポーツという形で考えていただきたいということで思っております。

それから、次ですが、6年ぐらい前に中高年の健康づくりの一環として、広川町健康づくり推進ウォーキング事業というのが、これはもう健康対策の一環として実施されております。その当時ですね、（資料を示す）こういった「気ままに歩こう広川」というようなことで、自分で歩いた距離を九州地図、1メモリが2キロで全部これをすると、約1,200キロという形になりますけれども、こういうふうな事業をされておりました。それから、この全部升目をずっと塗り潰していくと思っておりますけれども、そうした場合、町にそれを出せば、町長から完歩認定書というのが交付をされとったということでございます。

そういうことで、私はこの事業については本当にユニークな事業であったということで認

識しております。そこで、当時、健康福祉課、今はもう課が再編で変わっておりますけれども、健康福祉課のほうで実施されておりましたけれども、この事業の事業効果はどうだったのか、また、こういうのが出てから、その後がちょっとわからないというような状況で短期間でちょっと終了しているのじゃないかと思っておりますけれども、どうして継続されなかったかということで、当時のことがわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

以前、「気ままに歩こう広川」というところで事業を組んでおりますけれども、以前の事業の予定としては、20年度、21年度、22年度の3年間というところで行われていたようです。当初がウォーキングマップの作成であったり、次の21年度について活動を啓発したり、マップの全戸配布というものを行っております。22年度で実際、実施をしてというところですが、達成者につきましては、21年11月5日から24年2月1日までで達成者20名というところで成果としては上がっております。

ただ、この事業ですけれども、運動不足で体力低下の方と、要介護状態になる方を抑えるというところでの運動の認識を再認識していただくというところから始まった事業でありまして、同じ時期ではありますけれども、21年度からこれにかわるものとして、実際歩くことはできないけれども、筋力をつけるというところで貯筋体操というものができております。貯筋体操につきましては、21年度から現在までずっと続いております。当初2,000人ぐらいの参加が21年度はあったというところですが、現在、26年度の資料にはなりませんけれども、延べ3,529人、この方たちがその貯筋体操については参加をいただいております。筋力を上げるという意味では、この運動不足の解消、体力増加にはこの貯筋体操は大いにつながっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

丸山修二君。

○2番（丸山修二）

高齢者の場合、今回私は高齢者のスポーツという形で質問しておりますけれども、実際、どうしても健康問題と一緒にしてくるわけがございます。それで、私はもうこういった

スポーツという観点から見ますと、こういった健康対策でやられたような、さっきしました「気ままに歩こう広川」というようなアイデアを持ってすることが大切じゃなからうかなと
いうことでありますので、今後、高齢者のスポーツの推進の中で何かアイデアを出して、気軽に歩けるような体力がある方については、そういった推進をお願いしたいということ
思っております。

それから、次でございますけれども、国におきまして平成23年6月にスポーツ基本法が制定されております。この法律は、国民の心身の健全な発育、明るく豊かな国民生活の形成、
活力ある社会の実現等に寄与することが目的とされております。また、スポーツは心身の健康の保持、増進に貴重な役割を果たすものでありまして、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠であるということ
でされております。

この中の基本法の10条の中では、これは地方スポーツ推進計画の条文であります。都道府
県市町村の教育委員会にあっては、その地方の実情に即したスポーツに関する計画、いわゆる
スポーツ推進計画を定めると、そういうふうに努めなさいというようなことになっており
ます。福岡県におきましては、平成26年3月に福岡県スポーツ計画がもう策定をされて
おります。これはもうスポーツ全般の計画ですけれども、当然この中に高齢者のスポーツの推
進の計画というのは入っておるわけでございます。他市町村についても、このようなスポ
ーツ推進計画がもう策定をされております。全部が全部じゃないと思っておりますけれども、多くの市
町村でもう策定をされておるわけです。

これもちょっと新聞等を見たわけですがけれども、筋肉とか骨とか関節、軟骨といった運動
器ですね、こういった障害のもとで、どうしても介護等が必要になるということが言われて
おります。ということは、若いうちから運動は続けることが、こういった介護等を回避す
ための重要なことだということで新聞等で書かれておったわけでございます。

そういうことで、本町においても、こういった先ほどもちょっとありましたように、生涯
スポーツ、これはもう以前から生涯スポーツの振興という形で教育委員会のほうはやって
きたわけですがけれども、こういったことを促進するためには、こういったスポーツ推進計
画の策定を早くしていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。職員体制とかいろ
いろあるかもしれませんが、基本的には早目にこういったスポーツ推進計画をつくって、
若い人からお年寄りまでの広川町として、こういったスポーツの振興をやっていくのか
ということをいろいろ審議していただいて、こういった策定をすると、少しスポーツのほう
が振

興ができるんじゃないかならうかと思っておりますが、この点はいかがでしょう。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

議員おっしゃっております地方自治体によりますスポーツの推進に関する計画、スポーツ基本法で定められておりますが、努力義務というふうな形になっているかと思えます。広川町としても、この件については認識をしております。管内8市町村ございますが、今現在、大牟田市のみ策定がなされております。このスポーツ推進計画を策定するに至っては、広川町の現在のスポーツの活動の現状、課題、それから町民に対する意識等のアンケート調査も必要かというふうには認識しております。先ほどから健康づくりの面で、広川町のほうにも健康づくり推進委員会というものがございます。生涯学習系のほうから参加をしておりますので、またこれとも絡めて今後の課題というか、その方向に向かって進んでいくべきというふうな認識を持っております。

○議長（野村泰也）

丸山修二君。

○2番（丸山修二）

今、御回答があったように、市町村によっては早く策定が終わっているところとか、今後というところがあるかと思えますけれども、今後、どの市町村でも、この策定をやられると思います。特に、先ほど申しましたように、高齢者の場合は健康対策を含めたところのスポーツという位置づけになってくると思えますので、この点については計画策定をなるべく早くされるようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、6番原野利男君の登壇を求めます。

○6番（原野利男）

6番原野利男です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず最初に、地域医療についてお尋ねします。

地域医療については、平成25年12月、平成27年3月の定例会でも申し上げてきましたが、八女地区における地域医療の中核的医療機関である公立八女総合病院は自治体病院として充

実を図り、地域住民の方々が安心して暮らせるための地域づくりとして大きな役割であるということを申し上げてきました。しかし、現在、全国的な医師不足により、自治体病院が充実した事業展開が厳しい状況にあるようです。そうした中で、公立八女総合病院の最近の受診状況、収益状況について、また、今後の経営方針についてお尋ねします。

次に、上広川校区の過疎化対策についてお尋ねします。

政府は、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、人口減少社会の克服と地方創生に向け、都道府県と市町村に地方版総合戦略をつくることを求めています。そうした中、広川町においても広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定がなされています。

私は、さきの議会の一般質問において、人口減少が続く上広川校区の過疎対策として、住宅の新築に対して、固定資産税の減免措置等を設けるよう提案をしてきました。今回、広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、上広川校区振興事業として住宅購入等補助の上乗せ支援、上下水道整備費の負担軽減など、8項目の具体的な施策を掲げられていますが、どのような取り組みをされるのか、お尋ねします。

次に、子供の貧困についてお尋ねします。

このことについても、さきの議会の一般質問において、ひとり親家庭、経済的な貧困家庭の子供たちの学習支援について質問をしてきました。町としては、あらゆる機関を通じて、支援、指導を行っていくということでした。貧困問題は経済的な困難だけに終わらず、健康面での問題、また虐待やネグレクトの発生にも関連すると言われております。何よりも経済的に困窮する家庭に育った子供たちが教育の機会に恵まれず、進学や就職に苦労し、成長しても貧しさから抜け出せないケースが少なくないと言われております。

このような子供の貧困問題が深刻化している中、これらの対策について国や県から市町村への働きかけはありますが、町としてどのようにかかわっているのか、お尋ねします。

あとは質問席で行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

原野議員の質問の中の地域医療についてでございます。

まず、公立八女総合病院の受診状況、収益状況についての御質問にお答えします。現在、日本では少子・高齢化が進行しており、八女筑後医療圏においても全国推移と同様に人口が

減少しています。その影響もあるかと思われませんが、受診状況については、平成26年度までの3年間の傾向を見ても、入院、外来とも年々減少傾向にあります。その中でも、26年度は前年に比べ、6%の減少となっております。収益状況については、年ごとに増減があり一定ではありませんが、25年度からは赤字経営となっており、27年度においても赤字が見込まれています。医師の確保状況については、27年度で2名の増員が予定されていましたが、26年度の比較では2名の減員となっております。

病院の経営方針については、八女・筑後地域の急性期医療を担うことを中心課題とし、医師の確保を重点的に進め、必要な診療機能を充実させ、収支が均衡する経営を確立させることとされています。

次に、上広川校区の過疎化対策についての質問でございますが、広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標4「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の具体的事業に上広川校区振興事業を掲げております。上広川校区は、過去25年間の人口減少率が21.3%となっており、これは過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域の基準となる人口減少19%以上を上回っております。そこで、本定例会に著しく人口減少が進む地域の定住促進を重点的に支援するため、広川町人口減少地域定住促進強化条例の制定を提案しております。まずは条例の議決をお願いし、上広川校区を定住促進強化地域に指定することによって、同校区の定住促進の強化を図ってまいります。

次に、子供の貧困についての質問でございますが、貧困世帯の子供の教育支援につきましては、昨年4月から各福祉事務所単位で事業の取り組みがなされています。広川町では福岡県と連携をとりながら事業を進めているところです。

また、生活困窮者自立支援法に伴う生活困窮者の総合的な支援として、昨年、相談窓口が開所され、「暮らし・しごと・家計困りごと相談会」と称して取り組みが進められております。広川町の子供たちのために、福岡県からの情報はもちろん、地域の民生委員児童委員さん、主任児童委員さん、各小学校とも連携をとりながら、情報の共有に努めております。その事業に加え、社会福祉協議会が窓口となっておりますが、社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会を通じて、ひとり親家庭等の就業、自立支援の相談、就労あっせん、福祉制度の案内をすることで、広川町のひとり親への支援につながっています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

最初に、地域医療についてお尋ねします。

平成27年3月の定例会で、公立八女総合病院の受診状況については平成23年から24年にかけて、医師の撤退に伴って入院患者数が88%に減少、外来患者も63%、約3分の1減少したと答弁されております。その後、26年、27年どの程度減少したかわかりますか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

平成23年度の入院日数ということで計上しております入院期間の日数ということで、入院日数は平成23年度は10万3,000日でありましたが、平成26年度の入院日数は9万1,628日となり、差し引き1万1,372日、11%の減少となっています。同じく外来日数は、平成23年度は15万5,605日でありましたが、平成26年度では13万7,965日となり、差し引き1万7,640日、11.3%の減少となっています。26年度では前年に比べ入院で6,105日、6.2%の減少、外来では8,588日、5.8%の減少となっています。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

そのうち、広川町の受診者は何割ぐらいかわかりますか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

平成26年度広川町民の受診者は、入院及び外来合計で1万8,342日の診療日数となり、全体に対する比率は8%であります。

以上です。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

かなり受診者が減ってきておるといのは事実です。そうした中、多分収益も減ってきたと思っておりますが、平成25年度から大体赤字になっているということでした。26年度の上半期においてはトータルでさらに大きく赤字になったという御答弁でした。27年度については決算出ておりませんが、1月ぐらいまでどのくらいの赤字になったかわかりますか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

公立八女総合病院では平成25年度から赤字になっておりますが、平成25年度で58,406千円、平成26年度では698,420千円の赤字となっております。平成27年度におきましては、去年の12月までの実績により、見込みとして917,000千円の赤字が見込まれております。

以上です。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

かなり赤字がふえておる現状ですね。昨年3月だと思えますけど、医師確保ができたということで、公立病院2名、みどりの杜病院に1名、こういうことで3名の医師が確保できるということであったと思います。大体、医師1人に営業収入は2億円ぐらいあるということをおっしゃっておりますが、今、医師を確保したことによって幾らか収益が、その分の収益が伸びたかどうかかわかりますか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

27年度で医師が2名ほどふえるということでしたが、実際、2月時点で医師が減らされたりということがありまして、27年度で実際2名の減少となっております。26年度に比べまして、27年度は2名の減少となっておりますので、その2名の減少によりまして27年度におきまして、26年度の赤字が、収支が悪化したということがございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

たしか医師が確保できなかったということが1つの収益が減ったというふうに少しはつながっておったと私は思っておりますが、今後、医師の確保について、どのような対策をとられるのか、わかっておりますか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

今後、今まで久留米大学に医師派遣等を要請しておりましたが、今後は民間医師紹介会社による採用とか、また、久留米大学以外の医局に医師派遣の要請を行ったり、また、民間紹介会社の経由の医師を円滑に受け入れられるように、医師の給料制度の改革を行う。また、医師招聘室を設置し、専任の管理職を配置するというようなことで、今後、医師をふやすということに取り組んでおられます。現時点でございますが、28年度につきましては、病院独自による採用医師が3名ということでございまして、トータルの医師は28年度では約2名ほどふえる予定になっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

医師確保については、かなりいろんな面で難しい面があると思いますが、このままの状態で行きますと、多分、赤字が避けられないというか、ずっと赤字がふえていくと思います。そうすると、大体企業経営するということで、自治体から離れて企業経営するということで絶対黒字になりますよというふうな話だったと思います。でも、今ここに来て、医師の問題とかいろいろあって赤字になり始めておるんですけど、最終的に経営は企業体でやっておりますが、赤字になった分は各自治体です、八女市、広川で持つように私は最終的になると思います。でも、そういうふうになる前に、何とかしていかなければいけないんですけど、その赤字がさらにふえていくことによって、自治体が負担せにやいかんような状態になっても自治体病院としてやっていくかどうか、今後ですね。早い話が民間に移譲するなり、病院から撤退ということはまず考えられませんが、その病院自体を民間に移譲する、売るとか、

そういうこともできると思います、赤字を負担しないためにですね。そういうふうなことを赤字になっても続けていくのか、赤字にならずずっと町が負担していかなければいけないような状況になったら、その病院も身売りするのか、そういうところがわかれば、ちょっとお尋ねします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

公の会議の場では、私はそういうことは一つも話しておりませんが、公立総合病院内の経営者会議等では、早く経営再建に取り組みなさいという提案をいたしております。そういった中で、今までも再建に取り組んできたわけですがけれども、金をかけないで再建をやりますということをやっておりますので、こういう結果につながっております。ですから、やはり的確な判断を下せるコンサルタントを入れる、これには1億円、2億円の金が必要です。こういったコンサルタントを入れてやる方法、それと、もう早く病院自体を民間に——委託じゃございません、移譲、売却、この2つの面で検討しなさいという意見を申し上げておりますけれども、これは私の意見でございます、自治体が広川町と八女市と2つございます。八女市がどう言うかということでございますので、簡単にそれが通るわけではございません。私は強くそれを主張しておりますけれども、今のところ、再建の話が多いというふうに思いますが、なぜかと言うと、まだ余剰金が随分とあります。ですから、余裕があるんじゃないかなと思いますけれども、そのくらいの金は数年で吹っ飛ばんんじゃないかというふうに私は考えております。

今、何が一番問題なのかということですが、誰が一番困るのか、それは八女市民、広川町民が困るわけで。ですから、一番大事なことは市民、町民の意見を今後は病院の再建にしろ、売却にしろ反映させていくべきだというふうに私は考えておりますので、これは今言ったのは私の意見でございますので、それ以上のことはここでお答えすることはできません。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

その公立病院の問題についてはいろんな問題がありますが、我々住民にとっては、医療機関としては必要なわけですので、充実された病院になっていただきたい。ただ、私はここ

に来て、広川町の病院はたくさんあります。広川町の病院も育てていかにやいかんと思っております。黒字になるということは患者がそこに集まるということだと思います、一つはですね。八女市の病院にみんな、さっき答弁でありましたけど、8%の方が公立病院にかかってあるということです、1割弱程度ですけど。その分、広川の病院には、そういう患者が向こうに逃げているという考え方にもなります。広川町の病院を育てるためには、そういう患者をこっちに持ってくるというふうなこともなると思います。一番いい例が、筑後市が一時期、呼吸器科、今でもそうですけれども、呼吸器科の先生が筑後市に行ったために筑後の病院にみんな行って、みんな。そのために公立病院が赤字になった面もあります。筑後市の市立病院が黒字になった。だから、患者さんがどこに行くかで、病院の黒字か赤字かというのは、100%とは言いませんが、一部はそういうふうな影響があると思います。だから、今現在、8%の方は八女公立病院に行っておりませんが、その方が広川のほうに来れば、広川の病院はまた黒字になると思うんですね。ただ、どうしても総合病院ですから、中核の総合病院ですから、公立でないにだめだというふうな患者さんもいらっしゃると思いますが、今から先はある程度、便利のいい広川町の病院を育てるという考え方も一つにはあると思います。

こういう地域医療についてはいろんな問題がありますので、あとはしっかりとこのことについて取り組んでいただきたいと思います。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

地域の話は、私はできません。今までの公立八女総合病院の経緯を考えると、広川町もその経営者の一自治体であったということを考えますと、なかなかそういうことは私は言えません。それは議員だから言えることですから、それを我々に求められても、なるほどというふうには言えませんので、その点は誤解のないように。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

私も町長が今おっしゃるのはよく理解しています。

次に、上広川校区の過疎対策ということでお尋ねします。

先ほど創生戦略会議といいますか、広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に上広川校区振興事業として、8項目の具体的な施策が挙げられています、立派な施策です。その中で上広川校区活性化プランというのが策定されるようです。どういうふうなことを考えておられるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

上広川校区活性化プランというのは、地方創生関連の国の補助事業に集落ネットワーク圏形成支援事業というのがありまして、過疎集落等を対象に継続的な集落維持、活性化のために、集落間で集落ネットワーク圏を形成して地域の活性化に関する事業を地域コミュニティ等で行う場合、国が支援するというものです。この補助事業の対象要件に、この地域活性化プランを策定しなさいというのがあります。この地域活性化プランというのは、各集落の抱える課題、それと課題を解決することによって、この集落ネットワークが目指す理想的な姿、それと目的を達成するために行う対策をまとめたものがプランとなります。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

大体わかりました。上広川校区の、先ほど言いました校区振興事業の中で、上広川校区の定住促進強化ということで取り組みがなされております。住宅政策につきましては、さきの議会でも質問させていただきましたが、そのときは地方創生の総合戦略の中で取り組み、検討しますということでした。どのように、その住宅政策について取り組まれるのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

住宅政策につきましては、住宅取得支援を今考えておりますけれども、まだ検討中でございます。住宅取得に対する補助等を町全体の補助等も考えていきながら、上広川校区につい

ては若干の上乗せを考えたいと思っています。これを検討しまして、早いうちにその予算等も確保をお願いして、その支援に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

定住促進強化ということで、上広川地区において上下水道整備費の負担軽減ということですが、現在行っています合併浄化槽の設置を進めるために、今後——合併浄化槽ですよ、今後、補助率を検討していただくのか、それと、上広川校区の下水道の整備はどうなっておるのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（野田 稔）

ただいま御質問の上下水道の負担軽減ということですが、こちらにつきましては、合併浄化槽のほうの関係じゃなくて、現状としましては、宅地開発により構築しました道路に係る必要な配水管布設工事費用、それから、汚水処理に係ります下水道管布設につきましては、開発者負担となっております。そういうことにつきまして、近隣自治体の制度を調査しまして、補助制度を構築する方向で考えているということでございます。それで、合併浄化槽につきましては、今のところ、補助の増は考えておりません。

それから、あと1つ、上広川校区の下水道の整備についてのお尋ねがあったと思います。それにつきましては、現在の実施計画によりますと、平成28年度から5カ年で吉常地区、長延地区、吉里地区、太原地区の合計39.3ヘクタールの面整備を進めていくわけでございます。その後、順次、計画的に推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

よろしく願いしときます。

それから、上広川校区振興事業として、上広川小学校の30人学級の実施ということですが、

上広川小学校の児童が今現在、減少している中に、まずはその30人学級といってもだんだん減少していくわけですので、児童の確保のために何とかせにやいかんと私は思っておりますが、その取り組みがどういう形がなされるのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

お答えいたします。

上広川小学校のこれから将来の五、六年間の入学予定数を確認いたしました。来年度は25名、その次、41名、次は30名ちょっとでございます、35名に足りません。そういうことで、中広川、下広川と同じように35人学級にいたしましても、2学級にならないということでございます。

教育を考えた場合に、やはり上広川小学校の課題といたしましては、幼稚園、保育園からほぼ同じメンバーで小学校に上がり、6年間、1学級ですっと同じ学級で過ごすということは、いい点もありますが、大変課題もございます。そういうことで、少なくとも2学級の形で学校の生活を展開させて、さまざま刺激を受けながら、切磋琢磨しながら過ごせるようにということで、上広川小学校は30人学級という形で持っていきたいということで、生徒数の将来的な数から割り出して、これを予定しておる次第でございます。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

児童が減っている中、なかなか厳しい面があると思いますけど、いろんな面で上広川の振興事業といって図られております。その中で、やっぱりやっていく問題ではないかと私は思っています。いつか説明の中でもありましたけど、この上広川振興事業については、できるなら早急に取り組んでいただきたいというのが私の希望であります。

次に、子供の貧困についてお尋ねします。

ひとり親家庭、経済的な貧困家庭の子供たちの学習支援として、福岡県が委託した団体、NPOにより、はなやぎの里において学習支援が始められていますが、現状についてどのような進捗状況か、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

原野議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨年の9月5日からNPO法人ワーカーズコープというところと県が委託契約をしまして、広川教室というものを設けております。これにつきましては、10月の広報に、開設をいたしましたというところで掲載をしておるところです。現在、はなやぎの里の2階の和室において行っておりますけれども、開校当初は10名でありました。児童が9名と中学生1名。その後、10月に児童が1名、11月に中学生1名、2月に児童1名の新規の参加がありまして、現在13名で学習支援が行われております。毎週土曜日の14時から2時間というところ。この学習支援に協力をしていただいているワーカーズコープさんと生徒を教えている学習支援員は、町内を含め、常時三、四名が児童・生徒と一緒に学習を教えているというところですが、学習支援員は全員で15名です。この方たちの支援員さんについては、有償のボランティアというところで行っていただいております。それと、ことしの2月20日までではありませんけれども、22回の教室を展開してきましたけれども、教室の出席率は8割を超えております。

それと、1月にこの学習支援の事業に関するアンケートというものを参加されている保護者の方々に9項目にわたってお尋ねをしております。その中では「教室を利用してよかった」、「今後も利用したい」、学習効果がありましたという回答はほとんどのところから寄せられておりまして、学習効果については1名の方のみ「どちらとも言えない」というふうな回答でありました。

経過については以上です。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

学習支援については、福岡県の実施主体である社会福祉事務所が大体進めてあると思います。広川町として、どういう形でかわり合いになってあるのか、全然、もう社会福祉事務所主体の中で、どの程度広川町がかかわっているか、ちょっとお尋ねします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

市におきましては、それぞれに福祉事務所が設けてありますけれども、町においては福祉事務所が設置されておられません。その関係で福岡県とのやりとりということになりますけれども、実際その委託先のNPO法人さんとは定期的にお話をしておりますし、あと、直接ではないですけれども、主任児童委員さん、また母子寡婦福祉会、そちらのほうへの情報提供というところで、こういうものを開設しておりますのでというところでの情報発信とかを行いまして、主任児童委員さんからの働きかけがあったりとか、母子寡婦福祉会のほうで話を聞いたからということでおいでになったりというところで、県ではやれないところを町のほうで直接協力をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

いろんな問題があると思いますけど、やっぱり広川町もいろんな面で手助けできるところは協力しながらやっていかんと、ちゃんとした、貧困家庭とかそういうような家に対する支援はできないと思っております。家庭の経済的貧困、それから、学校教育の現場において問題化している子供の貧困家庭の実態把握ですね。この実態把握はできておりますか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

学校現場での貧困家庭の実態把握ということですが、今現在、学校のほうでは家庭環境調査というものは全くとっておりません。そういうふうなところから難しいところはあるんですが、就学が困難な世帯に対して就学援助制度というものがあります。これは、収入によって基準を決めておりまして、その援助を受けておられます方が27年度で小学校で5.4%、学年によって対象者が変わってきますが、多いときで6.5%、中学校におきましては、27年度は6.8%、2年前が9.7%、約1割の方が就学援助を受けられております。学校の現場におきましては、給食費でありますとか、学級費校納金の滞納世帯、それから朝御飯を食べてきていないというふうな現状のところ把握をしながら、それぞれに家庭支援、対応を行っている

ところです。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

各自治体、学習支援について、それなりにやってあるようですが、食事支援ということも最近言われております。広川町としては、その食事支援まで考えがあるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

食事支援というところですが、まず、学習支援とは別に暮らし・家計困りごと相談というものも福岡県と共同して行っております。こちらにつきましても、はなやぎの里のほうで開設もしておりますし、実績としてはそんなには上がっていないんですけれども、この貧困世帯についての、その中に子供さんがいらっしゃる、いらっしゃらないはありますけれども、家計困りごと相談というものも行っております、その中で1件だけ食料支援というものを行っております。これにつきましては、グリーンコープ生協福岡のほうが行っております、済みません、2回行っております。それと、社会福祉協議会が生活困窮者支援の取り組みとして取り組んでおりますところですが、この中で社会福祉協議会の生活困窮者の支援につきましては、27年度中、途中ですが、11件の支援を行っております。その中で、食料支援の実績としましては、これは子供さんがいらっしゃる家庭とは限りませんが、8回の食料の支援という形で行っております。これにつきましては、食料支援としてフードバンクの取り組みを行っております、食料につきましては、この協議会の職員とか、地域の方からの保存のきく食品をいただいたり、あと他の社協の備蓄品もしくは業者の食品サンプル、そういうものを調達しながら、融資をされるときまでのつなぎとしての食料支援については実施しております。

以上です。

○議長（野村泰也）

原野利男君。

○6番（原野利男）

子供の貧困対策については、県の福祉事務所が主体となっておりますが、町も積極的に取り組んでいただき、いろいろな面で支援をしていただくことが大切だと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午後 2 時 12 分 休憩

午後 2 時 19 分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5 番池尻浩一君の登壇を求めます。

○5 番（池尻浩一）

5 番池尻です。通告どおり、事項に沿って質問させていただきます。

1 つ目、小・中学校の状況についてですが、教職員の数が少子化、生徒数の減により、それに伴った形で削減されると聞いています。クラスの担任数に合わせた形ではありますが、ほかに問題点は出てこなかったか、あるとすれば対策点まで伺いたいと思います。

その問題にかかわるものとして、部活動数の削減も顧問の対応数により行われていると聞いています。町の中学校では、全生徒に入部の推進を行っているとは以前聞きましたが、現況、対応を伺いたいと思います。

さきに佐々木議員のほうから質問されて重なる部分がありますが、学校の図書司書補、町での呼び方ですが、これが P T A 委託扱いから町職員へと嘱託職員へと移行されました。採用についてもいろいろと質問出ていましたが、再確認させていただきたいと思います。

2 つ目、子育て支援、幼稚園・保育所の状況、ファミリーサポートについて伺いたいと思います。

待機児童に対する今後の対策、まず、待機児童がいるか、いないかというところから始まると思いますが、町の状況を聞きたいと思います。これが、ゼロ歳児、2 歳児の保育希望者、設定で言えば 3 号になりますかね。これが乳児園設立の考えはないか。現在、保育所は全て民営化へと移行しているが、民営化になってからの問題点はないか。次に、ファミリーサポートセンター設立に対し、ことしも 3,000 千円ほどの予算が考えられているようですが、周辺の市町村では広川のみが残されている状況であります。今後の計画などはどうか。

3つ目、総合計画にもあります情報化の推進について伺います。

光通信環境の整備は進みましたが、情報発信と受信というものは同様に向上しなければ、これは使えないものと考えています。以前もほかの議員からも質問があっていますが、光通信の利用状況、今後の活用を改めて問うとともに、W i - F i の設置、フリースポットの考えは町にはないのか伺いたいと思います。

あとは質問席に移らせて、答弁をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

池尻浩一議員からの御質問のうち、小・中学校の状況についてお答えしたいと思います。

まず、部活動に対してでございますが、中学校の学習指導要領の総則の中に、このように記載がございます。「生徒の自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意すること。その際に、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」、このように総則に書かれております。

中学校における部活動につきましては、教育課程外の活動ではありますが、中学校教育において大きな意義を持ち、大切な役割を持つものと考えております。

広川中学校では、多くの生徒の加入によって部活動を活性化する取り組みとともに、生徒数の自然減を見通して、数年前から教師の数に応じ、適正部活動数の検討を行っていると聞いております。

次に、図書司書補についてでございますが、小・中学校の図書司書補につきましては、今まで町PTA連絡協議会で雇用し配置しておりましたものを、町雇いの嘱託職員化を検討してまいりました。平成28年度から町で統一して、一般職非常勤職員として週4日、あるいは週31時間の勤務内容で募集を行ったところでございます。各小・中学校の規模で必要とする図書館業務時間等が異なりますが、現在の教職員業務の多様化、繁忙さを緩和するためにも学校事務補としての仕事も兼任する業務内容で学校配置を予定しております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

池尻議員の質問の中の子育て支援等々のお答えでございます。

保育所待機児童の今後の対策ですが、まずは希望保育所ごとに、基本指数表により調査、聞き取り後決定していきませんが、現在の状況としましては、来年度の新規利用申込者は前年度94人に対し、142人と48人増となり、大幅に増加しております。申し込み児童数634人に対し、受け入れ児童予定数は616人で、18人が入所待ちとなっており、希望の保育所に入所できない見込みとなっております。保育所申し込み児童数の増加はほとんどが未満児であり、お母さん方の職場復帰が進んだことが要因だと思われま。

待機児童をなくすために、2つの園では施設の改修や増築を進めていただきました。今後ゼロ歳児・1歳児の受け入れをするためには、新制度を利用する事業所内保育施設の事業参入や小規模保育施設の事業認可を進めていくことです。また、ほとんどの園が保育士不足により受け入れできない状況もありますので、国が進める保育士処遇改善の補助について一部を負担しております。

次に、平成26年度に民営化しました下広川保育所についてですが、平成27年3月にアンケート調査を実施されております。その結果、12項目の設問に対し、「満足・まあまあ満足」が8割程度の回答を得られていますし、「総合的に判断して、民営化後の現在の下広川保育園について、どのように感じていますか？」の問いには、満足が46.8%、まあまあ満足が40.3%となっており、民営化に移行しての運営は順調と思われま。

また、ファミリーサポートセンター事業は以前より要望が上がっておりましたが、平成28年度からの新規事業として予算を計上し、事業の立ち上げを目指します。この事業は仕事と家庭の両立支援を目的とし、この地域において「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が会員となり、育児について助け合う相互援助活動事業です。育児の援助を行いたい人は必要な講習会を受講する必要があり、受講は9項目24時間となっております。まずは、必要時間数の講習会を受講していただき、多くの方に会員登録をしていただくことが最優先です。

その後、会員間での準委託契約により行う総合援助活動となり、センターはその調整を行うとともに、会員登録及び紹介を行い、事業が進められていきます。

次に、総合計画内情報化の推進についての質問でございますが、情報化の推進についてお

答えいたします。

御承知のとおり、光ファイバーケーブルは町内全域に整備完了していますので、各家庭が光回線通信を利用いただければ通信環境が向上します。家庭でインターネットを利用される場合には、通信速度や画像情報などが向上するものと思われます。

実際に、光回線を利用されている家庭の数については把握できていませんが、町のホームページのアクセス件数は、平成25年度までは急上昇してまいりました。26年度は横ばいでしたが、今年度は、現在、13万5,600件を超え、昨年1年分を既に上回っています。今後も光回線の利用拡大で、情報受信環境の向上につなげてまいります。

また、Wi-Fi設置、あるいはフリースポットの考えはないかということですが、公共の場所での無料の無線LANを整備することについては、初期投資やランニングコスト、業務での活用の必要性、公共施設の普及状況などを参考に、今後の判断としてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

まず、小・中学校の状況ということで、職員数多様化で繁忙化でという回答だけしていただきましたが、今後、小・中学校のほうで職員数の増減というのはどのようか、今簡単にわかりますでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

職員数といいますのは、小学校の場合は学級数で決まります。中学校のほうは教科になりますので、これもまた学級数が基準となって定数が決まります。そのほかに、加配教員というふうなものがそれぞれの学校の課題に応じて追加されるような仕組みになっておりまして、広川町のほうでは現在、各小・中学校のほうに学力向上ということで、非常勤の講師、教師の資格を持った講師を配置しております。

来年度、28年度につきましては、小学校は35人学級ということですので、その分については常勤講師、クラスを受け持つ常勤の講師を県の基準で配置するというふうな体制をとっております。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

学級数で決まるということは、まず学級数をじゃ来年度の変化を教えてくださいたいと思います。

答えられる範囲で、先ほど上広川のほうはある程度伺いましたので、残りのところ、ある程度わかる範囲で結構です。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

今、県のほうとやりとりをしながら、児童数、生徒数によって学級編制というものを行っております。昨年度との増減については、ちょっと資料がありませんので、直接お答えしてよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

小学校のほうでは、もちろん授業の形態として1人の教師が1クラスにほぼ全教科を教えるという形ですから、学級数で十分かと思います。中学校のほうになると、専門教科を専門のある程度の先生が教えていくという形で、もし、そのバランスというものがきちんととれているか。教師数の減ということになれば、また部活動なんかにも影響を、顧問として影響を与えるのではないかと。以前、日本伝統文化とか、武道の推進として正式に授業に柔道とか、剣道が取り入れられたときに対応できる先生がいなくて、一時期問題になったことがありました。また、そのようなことが今後、影響しないか、出てこないかということについて伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

中学校に関して申し上げますと、学級数に応じて、この教科は何人というふうになっておりますが、それ以外に県のほうから指導方法工夫改善といひまして、中学校は3名プラス

いただいています。数学科に1名、英語科に1名、体育科に1名という格好で加配をいただいています。さらに、児童・生徒支援加配といたしまして生徒の学習、それから進路、生徒指導に関して専門的に動く教員がプラス1名、それから、生徒指導の専任補導の教員が1名と学校でさまざまな加配教員がついております。そういうことで、十分かと言われれば十分ではないという答えしかないんですけれども、かなりの加配をいただいております、学級数による教科プラスさまざまな加配という形でいただいております。そのほかに、課題対応ということで、また時間ふやしていただいています。小学校のほうも基本的に、1人の教員が全ての教科を教えるわけですが、中広川小学校につきましては、高学年のほうに専科、理科の専科の教員を加配いただいております。そういうことで、少しずつさまざまな形で加配の充実はされております。

それから、部活動につきましては、やはり生徒数が自然に緩く減ってまいります。それから、現状を見ても生徒が非常に少ない部活もあるようでございます。そういうことで、将来の生徒数と色々な種目の状況を見ながら、職員会議でどの部を何年後に減らすかというふうな話をしているようでございます。それをしないと、下手をしたら全ての部が足りなくなる可能性があるということで、慎重に検討しながら、PTAとも意見を図りながら、そして、子供たちにも十分に話をしながら、将来的には残念なことになるけれども、少しずつ部活動の数を減らさざるを得ないということは校長が申し上げてありました。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

先ほどの部活に関する最初の答弁の中に、やはり地域協力、各種団体の協力とありますけれども、まずそこに、その協力も得られるとして、行政側が、教育委員会側が学校の部活に携われる範囲というのはどの程度でしょうか。ほぼ学校の判断にまずお任せして、大きな、異常な問題が起きたときだけ、ある程度対応していくという形でしょうか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

携われるということはどういうことでございましょうか。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

部活動の先ほどの数、活動の内容、そういうことに対して教育委員会側が意見を言えるかと、学校の判断としても、ある程度、いや、それはもう保護者と周辺の地域と生徒さんの要望とかにそれも合わない考えではないかということも部活動としては行われると思います。そういう問題に対して、教育委員会側がどの程度意見を言えるか、そういうことです。よろしくをお願いします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

最初申し上げましたように、中学校の部活動はこれまで全く位置づけも記載もされませんでした。現在の学習指導要領でございますね。もうできまして8年目になりますが、この中に初めて入りました。しかも、総則といいまして、前段に入っているわけでございます、先ほど申し上げた内容がですね。中にも書いていますように、教育課程の中に入らない。つまり、教育課程外の自主的な活動であるということを書きながらも、非常に意義が大きいと、だから、地域の協力を得ながら十分に配慮して活動するよというように書いてあります。

そういうことで、教育委員会としては、法的には教育課程内の授業のあり方とか、授業時数とか指導できますが、どんな部活動をつくるとか、どうするかということは指示はできません。ただ、この学習指導要領の規定に鑑みて、非常に子供たちにとって大きな意義を持つものでございますから、子供たちが十分に学校生活の活性化に役立つような形でしていただきたいとか、それから、保護者または外部指導者も入っておられる部活もありますから、そんな方を活用しながら、一番いい形を目指していただきたいという指導はしております。ですから、この部を廃止しなさいとか、つくりなさいとか、どうしなさいとか、活動時間とかは指示できません。ただ、活動時間等につきましては、十分子供たちの安全を配慮するよというとか、子供たちの疲労に配慮しなさいという指導はしておりますが、そんな側面的な指導しかできない状況でございます。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

また部活の点に関して、やはり教師の、顧問のかかわりが物すごく深くなってくると思いますけれども、やはりいろんなところでやゆされるように、ブラック企業ならぬブラック部活という言葉が使われる教師の方もやはりいらっしゃると、それだけ負担になっているということも伺っております。最初の答弁の中に、地域協力、各種団体の協力等もありますので、外部指導、これもいろいろと依頼するに当たっているような問題もあると思います。学校教育につながるような指導とか、行き過ぎた指導というのは多分そこに出てくるかと思えますけれども、そういう点でどの程度広川中学校の部活が外部指導をお願いしていらっしゃるか。それに地域協力として、それをどれだけ承知していらっしゃるか。そういうことがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

教育委員会で把握しておりますのは、相撲部に先輩ですね、卒業生が1名、それから、女子バレーのほうに地域の方が指導者として入っていらっしゃることを確認しております。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

実際のところ、本当に文科省が部活動という立場を重要視しながらも、曖昧な立ち位置に置いているというところで、こういう問題がいろいろ出てきていると思います。実際、そうであろうと思います。本当にもっとかかわれる部分が、文科省の指示でちゃんと示されていれば、もっと内容よくいい形ができるかとも思いますけれども、今の現状、いろんな面でまだまだ課題が残されていると思います。あと部活に対して、授業の指導に対して一つ質問できればまた。日本の伝統文化の先ほど継承として武道、柔道、剣道を授業に正式にしたのと和楽器などの奨励として文科省の指針としてあったと思いますけれども、それは現在でもまだ強く進められているのかどうか、広川町としてでも取り入れていっておられるのか、わかりましたらお願いします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

お答えいたします。

新しい学習要領では、音楽の和楽器については和楽器に親しむことが言われております。そういうことで、極端に言いますと、1時間でもいいので、例えば三味線に触ってみるとか、それだけでもいいわけですが、どのような楽器を選んで、どのような時間、どんな形でするかは学校に任されております。

それから、武道につきましては単元をきちんと決めて、学年に応じた指導をすることということで決められておりますので、広川中学校では柔道を履修しております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

部活に関しては、もう先ほど言ったとおり、いい形で本当に進められればと思っております。

学校図書司書補さんでいいですね、町の場合は。その問題を佐々木議員からも出ておりましたし、また、自分がちょっとまだ残り、疑問に思うところもちょっと伺わせてもらいたいと思っておりますが、学校司書、これはもう学校には、図書館法によりますと、学校には司書教諭のほか、学校図書館の職務に従事する職員、学校司書を置くように努めなければならない。学校司書の資質向上を図るため、研修その他必要な措置を講ずると、こうあります。学校図書館法でも、やはり技術的な専門職でもありますし、この資質というのを高く捉えているものと思います。ただ、専門職務ということで12クラス以上あるところの学校となっておりますね。ですから、それに該当するのは中広小学校、広川中学校の2校ということになりますけれども、そこにはちゃんと司書教諭というのが、主幹、教頭、あるいはその講習を受けられた方が配置されている状況でありましょうか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

12学級以上が義務づけられておりますが、広川町におきましては上広川小学校にも1名おります。それから、広川中学校に2名おります。中広川小学校1名、下広川小学校は今はお

りません。ただ、かなり司書教諭の資格をとる教員もふえましたので、かなりの学校に司書教諭がおります。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

まず、司書教諭を置いて、そのサポート、あるいはもう図書室に常時いて指導してくれる方をまず今回、募集されて、嘱託職員を採用とした形で学校図書司書補として設置していくというのが今回の流れであると思いますけれども、やはり改めて採用に関して、資格がなくもいい募集というのは確かに、資格がない人を置いていいと文科省が確かに、12クラスないところはしていいと言いますが、12クラス以上あるところはやっぱり置いたほうがいいという感覚でも逆に捉えたらあるんですね。でしたら、やはり少なくともそれだけの資格を持った方をまず第一として採用の中に、まず入れるべきではないかと、それだけの資格とかを取るべきだという先生たちがいらっしゃるということは、それだけある程度、資格というものを重視しているというところも感じますけれども、やはり改めて今回の資格というところを採用に入れなかったというところを改めてどう考えていらっしゃるのか、ちょっと意見を伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

学校における学校図書館の役割というのは非常に大きいものがございまして、例えば、学校における保健室の役割とよく似ておりますけれども、やはり専門的にその設置に沿った趣旨で動く、例えば、読書に非常に親んでもらうとか、本の紹介とか、さまざまな役割がありますが、それ以外に図書室にしか来れない子供もおります。教室に入れない、図書館で救われる子供もおります。図書館に来て、いろんな思いを述べる子供もおります。非常に保健室とやっぱり似ているわけがございますけれども、子供たちの心のよりどころになっております。そういう意味で、専門家にこしたことはないんですが、やはり幅広く、いろんな思いを持った方にしていきたいということで、あえて司書という資格を外しております。もちろん、あったほうがいいのはいいことなんですけれども、そこに限定しないという形で募集しております。

本年度もたくさんの応募がございましたが、実は司書だけに限定しますと、求めております司書の数に足りなかったんですね。結果的には、司書さん以外の一般の教諭、幼稚園教諭、保母、いろんな資格を持った方が来られまして面接をしたわけですが、その中で、あふれる思いをしゃべられました。我が子を育ててみて、やはり本の大切さを実感したとか、自分自身が以前不登校であって、その中で図書館で救われたとか、いろんな思いをしゃべられまして、やはり図書館の持つ、学校における図書館の持つ役割をさまざまな形で認識しておられました。本当にどの方もすばらしいなということを面接の中で実感いたしました。

そういうことで、学校図書司書補につきまして、司書という資格を限定しなかったのは、幅広く人材を募集したいということと、やはり図書館の役割は本当に図書館プラスアルファの役割が学校にあるということで、あえて資格のある方しかだめだという形では言っておりませんので、もちろん資格のある方も結構でございます。そういう位置づけでございます。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

採用に関する気持ちは物すごくわかりました。ただ、単純に、これは事務的な意見かと思えますけれども、もし、司書の資格は要らないということで公募して、結局、司書の資格を持った方が全員通りましたと、そしたら、結局、司書の資格を持っている人が優先じゃないかと、そういう意見も多分事務的とかに結局、疑問も残るような受ける側としてはもやもやも残るところもあると思えますので、そこは個人的な意見ですので、それでよろしかろうと思えます。

次に、子育て支援事業について、非常に待機児童がまず、もう正直明確に出たと受け取っていいのではないかなと、希望する園に入れないと、非常に深刻な状況になっているということを答弁としていただきました。これはもう現時点での状況でしょうか、4月時点でどう変わるという状況でしょうか、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

この数字につきましては、平成28年度に入所を希望されている方で現時点で申し込みをされている方ということになります。だから、日々、多少数字が変わってきております。もう

少し、2週間ほど前ぐらいまでは待機児童13名ほどでしたけれども、やはりこの申し込みがまた来年度転入者とか、そういう方もいらっしゃるので、来年度は申し込みをしたいという方が実際はふえてきている。それと、3月末になりますと、逆に言えば転出者がふえてくるということもありますので、今、希望されている方でも、もしかしたら、申し込みは辞退されるということになるかもしれません。

以上です。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

以前、基本的には昨年度までは待機児童ゼロという形でありましたけれども、希望園に、極端に言えば第一希望ですね、第一希望を望む園に行けないと、保育所に行けないと、そういうことがちょっと続いてたわけですが、その辺に関してはどうでしょう。ある程度どの程度希望の園が進められているか、そういうのが具体的な人数は結構ですが、第一希望、第二希望、第三希望をとっての配置をされていると思いますけれども、ある程度大まかな意見で結構ですので、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

まず、27年度当初なんですけれども、先ほど言いましたように94人、まず、このときは待機児童なしということで報告をしていたかと思えます。その後、新規で中途の入所希望の方が49人いらっしゃって、結局はその今のような状況になったということですが、まずは第一希望を中心に配置をしていきます。それは、各保育所と打ち合わせをして、じゃゼロ歳児が何人受け入れられるのか、各年齢ごとに受け入れられる人数を確認して、第一希望をまずは優先していきますけれども、例えば、その中で第一希望じゃなくて第二希望でもいいですよとおっしゃる方もいらっしゃるので、そこは調整をしながらやっていったところです。どうしても第一希望に入れられないという方が18人ということになります。だから、よその園が全くあいていないということではなくて、今は第一希望に入れられないという方だけを、ここには報告しております。

以上です。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

では、第一希望だけの数字と見てよろしいわけでしょうから、もし、では第二希望でもある程度、住んでいる地域、一番近くじゃないけれども2番目、ある程度指導方針とか、そういうのが私の好みであると、親の好みであるというところから第一希望が決まっているかと思えますけれども、それにそぐわない方も、その18人も何とかこういう形で預けられますとか、ほかの場所を推奨したりとかというのは現実あっているわけでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

今、認可ではないですけれども、確かに小さい子供さんを受け入れられているところもありますので、そういうところは一応ございますということでは紹介はしております。ただ、希望のところに入れられない方とおっしゃるのも、上の子供さんは入れるけれども下のお子さんだけが入れないというふうな状況も出てきておりますので、それは兄弟、姉妹で同じところというふうなところでは考慮をしたところの数となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

やはり上の子だけを預けられた、下の子は預けられんと結局、親は働きに行けないと、そういう現実が見えてくるかと思えますけれども、やはり先ほど聞いた中でも2年で増築と、保育士不足にも何とか対応しているというところで、現状、そのまず動きしかないかなとは思っています。さらなる対策を練っていただきたいと思えます。

次に、ファミリーサポートの状況について伺いたいと思えます。

これはまず、すくすくプラン、こっちのほうではまず、総合計画の中でもニーズにより進められていくということで、まず、そろそろニーズが出てきたかなと、アンケートの結果でもそういう簡単に預けられるところ、ちょっと見ていただけたところがあったらというアンケートの中から、またファミリーサポートセンター、ちょっとこれが広川すくすくプランの

中ではファミリーサポートセンターという言葉自体、どういうものが多分わからないまま、これはちょっとアンケートに書いてあるんじゃないかとも思うんですけども、内容としてもまずはファミリーサポートセンターが必要であるという状況にまずなってくると思います。何より広川だけが、まずファミリーサポートセンターというものが無いという現状だけでも、やはり問題があったかとも思います。このファミリーサポートセンターには、引き受け手側、委託側、その両方の形が必要だということでもまず進められていきますが、広川はどのようにやって、まず形として進めていくのか、これちょっと説明願いたいと思います。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

28年度予算の中で計上をしておりますけれども、まずはそのファミリーサポートセンター立ち上げに一人の非常勤職員を雇用する予定であります。それで、まずは、先ほどの答弁の中でもあったと思いますけれども、まずは会員さんに登録をしていただくことが最優先です。その登録の内容ですけれども、国のほうが定めています9項目、24時間の講習を全て受けられた方を受け入れ側の会員さんとして登録をいたします。そこがないことには、現在、ニーズがあっている方もどなたも引き受けができないということになりますので、まずは、これを計画する、この講習会を計画するということです。今のところ、予算が通りましたら、一応、5月、6月にかけて講習会を行う予定で現在進めております。

以上です。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

まず、この講習に関しては、やはりもう何年も前から1回起きたことであって、これが1回途絶えていますね。その原因、要因、それに対する対策、今後、それが進められていくか、そういうところまでちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

平成21年、22年ぐらいだったと思いますけれども、2年間にわたって講習会が行われたと

聞いております。その際には、保育士さん等が中心に受講されたということです。保育士さんにつきましては、実際、もう自分たちの勉強のためにというふうな形で受講されておられて、実際、その運営側に回るといふところまでは至っていなかったようで、まずはそのときの、もしかしたら説明不足だったのかですね。まずは、そんなにそのときは要望がなかったのかという2つの要因が考えられるかと思います。しかしながら、今はもう要望も上がってきておられますし、実際もう進めていく、近隣からも広川ではまだ立ち上げないのかというふうなところでもありますので、立ち上げていく方向で進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

ということは、もうある程度住民への認知度とか周知というのが、もう大分講習は進められなかったけど、ファミリーサポートセンターとか、そういうものというのはこういうものですよということがわかってきていただけるという形にまずは進んできていると、まずは考えていいのかと思います。

もう1つ聞きたいのは、まず設置云々に関しても伺いたいですけど、子育てセンターが主となってやるのか、さらに、この内容としては、ボランティアセンターの活用、以前からいろんな議員からボランティアセンターの活用とか、ボランティアセンターをどんどん活用してくれと、活用していくべきだとなっていますけれども、その辺の連携というのはもう既にあっているのか。これを町単独で母体がどこかはまだこれから決めていくことかとも思いますけれども、また、これも町単独でやっていくのか。大木町さんがやっているように、久留米に委託しながら人員はこちらで用意していくという、そういう形をとっていくのか。もし、そういうのが決まっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

まず、ボランティアの関係ですけれども、実際、もうボランティアセンターの方とは話をしております。それは社協さんも通じてですけれども、こういう形で行おうと思っているけ

れども、何かしら協力ができないかというところでお話はさせていただいております。

それと、それは公式ではないですけれども、以前の分館長さんたちの集まりであったりとか、民生委員さんたちの会議であったりとか、そういう中ではお話をしております。今後、来年度に向けて、こういうふうに進めていっているのぜひ御協力をというふうな形では話を進めております。

それと、どういうふうな、直営で行くのか、委託をするのか、もしくは広域で行くのかというところですが、八女市のほうに、まず最初に八女市で実際、広川の方が今、9名ほど登録をされているんですけれども、八女市に勤めてあるというところで登録をされていて、実際、利用されている方がいらっしゃいます。そういうところもありましたので、八女市と協力してやっていけないかというところを尋ねたところ、八女市はもう自分のところの直営で目いっぱいだからできないというところでした。久留米市のほうにも尋ねております。久留米市につきましては、広域で行われているんですけれども、その広域の枠組みがありまして、大川、大木、うきは、大刀洗、小郡ですね、この枠組みの中で行われているというところですが、この中の小郡さんについては、自分たちで直営でやるほうがやりやすいということで、そこからは脱退をされるような方向であるというところも聞いております。

実際、その久留米市で行われている、久留米市が中心になっていますけれども、久留米市は委託をしているんですが、大川、うきはに関しましても、やはり直営でやったほうがやりやすいというふうなところもあるみたいです。ほかのところを聞きますと、委託をされているところでも、例えば、柳川市さんでありましたら社会福祉協議会のほうに委託をされたり、久留米市が委託を受けているところについても広川のほうで委託を受けられないかというふうなところも一応打診をしておるところではあります。

以上です。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

まずは本当に会員登録、ましてや9項目、24時間講習を受けなければいけないと、あくまでも、これも完全にボランティアの形でやらなければいけないということですから、これはまだ本当に会員登録、会員数を集めるのが非常に大変なことかと思っておりますけれども、これが

また立ち消えにならないように取り組んでいただきたいと思います。

次に、W i - F i の情報化の推進についてと、これに関しては非常に10代、20代、30代、もう各年代ごとに、そのニーズと利用に対する感覚が物すごく違い過ぎて、自分もここで質問するに当たって非常になかなか理解していただけないというところが一番の問題かと自分的には考えております。

ただ、今後、W i - F i というのがとりあえず、今度オリンピックがまず進められます。ラグビーのワールドカップが進められる。もうこれは決定していることですから、まず合宿の誘致について、これに向かって海外から求められているのが、必ずW i - F i の設置です。それで、無料W i - F i というのは訪日外国人の消費動向調査でも最もこれが求められるサービスであり、観光客等のお客様のサービスでもW i - F i はもう小学生レベルから喜ばれるサービスであると、これはもう間違いなく、観光推進に対しても、いろんなサービスに対しても、これはもう既に求められている内容であります。これが恐らくは、まず総合計画をつくった時点でも、計画した時点でもまさかこんなにタブレットとか、スマホとかがここまで普及して、まずは光通信を整備しようと、そこから始まった中で、まず家庭での利用、こっちからの配信を重んじていこうという、その中の計画だったと思いますけど、まさかこんなに多分、恐らくインターネットを外で使う、外でしかほとんど使わないような時代が来るとは、多分そのときに思っていなかったのと、まず行政側の皆さんがなかなか外で使う時間とかがタイミングとかがないことが住民の意識とかが入りにくくなっているところかなども、この問題に対しては思います。

そのフリースポットという言葉自体も余り聞かないところと思いますが、W i - F i のもっと簡単なもので、大木町さんが図書館にもうつけていらっしゃいます。フリースポットにしては柳川自動車学校、フェスタ八女、アベニューホテル、久留米の湯の坂温泉、東横インの久留米、エンナンホテル、そういうところはまだW i - F i よりも簡単に安く済ませるように、フリースポットのほうを活用していると伺っています。こういうのは、もう図書館ロビーとか、うちでしたら交流センターの会議などでぜひ設置されたら活用が進むものと思っております。

これはもう恐らく大木さんのほうに聞いてみたら、設置自体はせいぜい50千円程度と月額費用もインターネットの使用料とほとんど変わらないということで、恐らくはそこでの費用対効果というのがどれほどのものかというのは、それも住民サービスとほかの地域からの

意識の面でどれほどのものかと思えます。

まず、光情報を推進するに当たって、じゃまず、防災・災害用のメールとか、マイナンバーの登録しかり、こういうことに対して、じゃ住民がまずどれだけまだ意識して使っているか、若い人たちはもうどんどん、こういうのがあるなと気軽に登録していると思えますけれども、やはり高齢者の方が使っていない反面、もう次世代のものはどんどん登録して使っていくという状況になっていくものだと思います。

これをどういう部分で質問して、どういう回答をいただけるかというのは、今、非常に難しいので、こういうことを意見聞いていただいた上で、もし町側になるほどというような活用方法とか意識がありましたら、その点だけ伺いたいと思えます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

光回線を導入しなさいということで、大変いろいろハッパかけられましたが、当時は自治体が負担してしなければならない状況だったんですが、我々はNTTのほうでもらいました。結果として、意外と普及していないんですね。あの付近がまだ入っていませんよというのをNTTに言いますと、広川町の普及率から考えたらそう簡単にはいきませんよということなんですよ。

今、議員御提案の問題につきましても、先ほどから申し上げておりますように、本当に需要が目に見えてあるようになったときは判断をして導入をしたいというふうに考えます。今、余り急いでやると光通信のような結果になりますので、その点は御理解をお願いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

わかりました。これはもう本当に、間違いなく先につながる問題ではありますけれども、これは多分、目に見えてすぐにどの年代がというのを非常に難しいところですので、これは本当に、間違いなく進むことではありますけれども、タイミングを見計らって、また時代の変化におくれ過ぎないような対応を願いたいと思ひまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、7番梅本哲君の登壇を求めます。

○7番（梅本 哲）

それでは、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

まず、総合戦略に関する内容でございますが、私は今回策定をされました、まち・ひと・しごと創生総合戦略に大きな期待を持っておるわけでございます。交付金の確保につきましては、競争が激しくなっておりますので、相当の厳しさを覚悟しなければならないというふうには思いますけれども、このビジョンに記載をしております内容につきましては、全て実現をさせていきたい。その願いでいっぱいでございます。よって、これからのこの進め方につきまして、4点お尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、このビジョンを全町民に知らせる方法についてお伺いいたします。

第4次総合計画等々いろんな計画がありますけれども、それが十分に町民に浸透しているかと言えば、そういう状況にはないというふうに私は見ております。今回のビジョンについては、そういう視点でぜひとも浸透させたいという一念でございますので、まず、その点をお伺いいたします。

次に、（産・官・学・金・労・言）各業界が、この事業にどのような形でかかわっていくのか、具体的な内容をお伺いいたします。

3点目は、28年度当初予算で計上されております事業の内容につきまして、この点は佐々木議員の質問とダブリますが、確認の意味でお答えいただきたいと思います。

最後に、上広川地区の振興事業プランの狙いとその進め方、そして、着手時期について、この事業の着手をする時期につきまして、見通しをお伺いいたしたいと思います。この点は、原野議員とダブリますが、同様に確認をさせていただきたいと思います。

それから2番目は、高齢者の人材活用についてでございますが、言いかえますと、シルバーセンターの現況と課題についてでございます。

高齢者人材の活用の代表的な拠点と申し上げますのは、やはりシルバーセンターではないかというふうに思います。今後、1億総活躍社会を迎える中でも、このセンターの果たす役割は大きい、非常に期待をしております。また、地方創生戦略の中でのおかえりなさいプロジェクトとも深くこれからかかわってくる事業の一つではないかというふうに考えますので、お尋ねをいたします。

まず1つは、このセンターは建設課の所管であります町の公園の指定管理、あるいは教育庁関係の学校用務員の派遣、そういうふうな町の業務、町の事業にも意欲的に取り組んでいただいているにもかかわらず、現況を聞いてみますと、登録会員並びに受注実績が非常に伸び悩んでおると、逆に減少している状況にもある、そういうふうなことを聞いております。どのような状況であるのかお尋ねをいたします。

2番目は、この受注が仮に減っているとするならば、その要因は何なのかということをお尋ねいたします。

そして、3番目は業務を伸ばしていくためには、受注枠を拡大し、信頼とサービスの向上に努めていくことが肝要でございますけど、労働条件の制約もかなり厳しいものがあるというふうには伺っておりますが、町とセンターのパイプを太くすることによって、運営体制の改善を進められないかという考え方を持っております。この点についてお伺いをいたします。

以下は、質問席にて行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

梅本議員の質問の中の総合戦略の進め方についてのお答えでございます。

まず、総合戦略の周知についてはホームページ、広川広報等により周知を図りたいと考えております。また、事業実施の段階で、人と人を介した周知も必要ではないかと考えております。

次に、（産・官・学・金・労・言）各界のかかわり方についてですが、来年度は地方創生に係る進捗管理及び評価を行う有識者会議として、地方創生推進協議会を設置する予定であります。

また、地方創生の推進には、官民協働が重要となります。個別の事業の推進においては、企業・大学との連携や金融機関の支援などさまざまな主体との連携が必要となります。

次に、地方創生関連予算については、「雇用の創出」の分野で4事業、「新しい人の流れ」の分野で5事業、「結婚・出産・子育て」の分野で6事業の予算を計上いたしております。

また、国の平成27年度補正予算の地方創生加速化交付金事業に2つの事業を申請しております。事業採択の場合は、平成27年度補正予算第5号として追加提案させていただきたいと

考えております。

次に、上広川校区振興事業については、先ほど述べさせていただきましたが、上広川校区を定住促進強化地域に指定し、重点的に定住支援を実施してまいります。

それから、地方創生事業について大変皆さん、国民の中にも期待が大きいようではありますが、誤解のないように申し上げておきますと、今度いろんな事業に取り組みますが、これも今までにやっておかなければならなかった事業、今後もやらなければいけない事業、ということは補助金というものはないというふうに考えていただいていたほうがいいと思います。ですから、町の予算の範囲内で、この事業は進めていくということの大前提に進めていくことが肝要ではないかなというふうに思います。

いろんな取り組み始めの補助金等は出ますけれども、結果として応募者も多い、応募自治体も多いわけで、なかなかそれがこの町につながるかどうかというのは疑問でございますから、町の予算を使って、こういった事業に取り組んでいくという、皆さん方もそういった心構えを持っていただきたいなと思っております。

次に、1億総活躍社会への対応についての質問でございます。

八女広域シルバー人材センター広川出張所の登録会員数は、平成28年1月末現在、159名で前年度比23名の減となっています。受注実績につきましても、公共事業分は伸びているものの、民間請負の落ち込みが大きく、契約金額は前年度比で10,053千円の減となっています。

受注が減っている要因としましては、除草作業への就業が集中したことや植木の不成育による剪定作業の受注が減ったこと、農作業依頼の減少などが挙げられますが、後継者不足や公益社団法人への移行に伴う不適正就業の是正も大きな要因となっています。

改善策としまして、八女広域シルバー人材センターにより、末永く働くことができる就業環境の提供や女性会員の拡大による会員の確保、講習会の開催による後継者の育成、新規事業への取り組みなどを検討されていますが、町としましては、来年度予算として事務所及び休憩室の改修により、就業環境の改善を図ります。また、介護保険制度改正による介護予防・日常生活支援総合事業での多様な主体による生活支援サービスについて、高齢者生活支援体制整備協議会により、シルバー人材センターとも連携しながら、高齢者人材の活用促進を図ってまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長の答弁が終わったところでございますが、暫時休憩いたします。5分間の休憩とします。

午後3時18分 休憩

午後3時24分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

ただいま町長の答弁いただきました。周知につきましては、ホームページ、あるいは広報等でしっかりやっていきますよと。また、人を介してでもいろいろ言葉で伝えていくと、そういう機会があれば、積極的に進めたいという御答弁でございます。ビジョンにつきましては、まず、町民に内容を見てもらうというのが大事なことです。それから、内容について、話すときに聞いてもらうという、そういう2つがないと周知はなかなかできないというふうに思うんですが、わかりやすい資料なり、あるいは丁寧な説明というのは付随しておるといふふうに思うんですが、そこら付近についてはどういう配慮をしてあるのか。この内容——今、町長の答弁では、心がなかなか伝わらないような状況にあるんじゃないかなというふうに思うんですが、この点何か工夫されておれば、お答えいただきたいと思いますが。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

今年度、定住促進プロモーションビデオというのをつくっています。それは3分間の短いビデオなんですけれども、間もなくそれができてきます。まずはホームページの見出しにそういうものをぱっと出すような感じにして、何があっているのかというのを町民の方に知らせることが大事だと思います。その中で、総合戦略がこういうものだということを、事業をやる段階で町民の方に説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

ビデオというのは非常にいい着眼点だというふうに思います。やっぱり五感で確認していくというのは、一番計画が浸透する方法ではないかというふうに思いますが、もう1点ちょっとだめ押しみたいな格好になりますが、お尋ねしたいんですけど、ちょっと抽象的な言葉を先ほど使いました。このつくったビジョンの内容、これについてはやっぱり心が伝わってなければ、町民に映るのが少ないんじゃないかというようなことで申し上げたんですけれども、私はこの4次総関係の状況を見ておりましても、そこら付近がちょっとまだ不足しているのかなという印象です。要するに、このビジョンをうまく利用しようと、いわゆる町民が利用していこう、あるいは協力していこう、そういった気持ちを前に出させるような、そういうものまで行き着かないような状況で経過しているように思えて仕方がないんですよね。したがって、このビデオというのは、そういう点でもちょっと、いわゆる前進したかなという気がするんですけども、そういうことについて、ビデオについては今でき上がるということで、何ら手を加えることはできませんが、そういうものを活用するとき、やっぱりこのビジョン、5年間のビジョンですけど、しっかりと皆さん方のために役立つようにしてくださいということ、そういう場でのじませて、ひとつ伝えていただきたいというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

このビデオの試写会を一応計画しております。ちょっとこのビデオに携わっていただいた町民の方ですね、そういう方を招いて、人数が狭いところなので、そんなに多くは入らないので、ちょっと関係者だけで、60人ぐらいにはなるかと思えますけれども、その試写会をするようには検討しています。その試写会をした中で、皆さんに今からこういう人口減少に対しての施策をしていきますので、皆さんで頑張っていきましょうというようなメッセージを出して、それを近所の方とかに伝えていってもらいたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

いや、実に、きょうですね、初めてそのビデオの話を聞きまして、非常に安堵いたしましたし

た。要するに、町民の方がこのビデオの主人公ではないかなというふうに思うんですけど、とにかく出演をされておられるというふうな話でございましたので、ぜひ活用については、いろんな機会があると思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

次に、産官学の関係のかかわり方の問題ですが、要するに、こうしたプロジェクトを組み合わせながらやっていく事業、いわゆる審議会をつくってやるということで、中央のほうの体制については町長の答弁でわかりましたが、現場においてどういったスクラムを組むのかと、どういう大同団結のありようを考えているのかと。それがないと、やっぱり現場で十分に進めるという、前に進むということは、ちょっとやっぱり不安な感じがいたします。その点どういう工夫をされておるのか、お聞きします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

この地方創生の実現には、やはり官民協働、地域間連携が重要となります。官民連携については、金融機関との協定とか、そういうものもありますけれども、これは福岡県で協定を結んでおります。まちとしては、その協定に基づいて協議を進めていったりしています。あと、地域のいろいろ頑張っている方とか、そういう方にプロジェクトチームに入っていて、その方たちと連携しながら推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

金融機関については、近隣の自治体においても協定書を取り交わしているという、そういうニュースが出ておまして、基本的には県がやっておるということで安心をいたしました。そういう点は有効に使っていくということが大事でありますし、このスクラムを組む組み方ですね、現場におけるスクラムの組み方いかんでこの成果のありようは随分変わってくるといふふうに思いますので、ぜひその点は心がけ、十分お願いをしておきたいというふうに思っております。

また、そういった事業を進める、スクラムを組んで進める立場で考えていきますと、やっぱりそれを取りまとめるといいますか、みんなで一緒にやりましょうと盛り上げていく、そ

ういうリーダーが必ず出てきます。また、必要です。そういう場合には、恐らくプロジェクトごとにそういうふうな体制を組み、そして、そういうふうなリーダーをお願いするということになるんじゃないかなと思いますけれども、そういうものを想定していますが、実際のところどういうふうにお考えなのか、確認をさせてください。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

この地方創生の事業については、町が主体となるべき事業、それと、官民協働でやる事業、地域間連携でやる事業とさまざまでございます。町が主導的な立場であれば、町が主導権を握るし、あと、官民協働という事業になれば、先ほど言いました地域で頑張ってもらっている方に集まっていただきまして、まず人材の発掘から始めたいと思っています。その人材発掘、集まっていただいた方の中からリーダーとなっただけの方を探したいと思っています。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

よくわかりました。1つ注文しておきますけど、現場においては今、課長のほうから答弁いただいたように進めていただきたいと思いますと思いますが、実は今までの状況を見ておりますと、町の職員さん大変お忙しいという点があるように思いますけれども、どうしても、いわゆる縦割り、課の縦割り、係の縦割り、個人の業務の縦割りということで、そこら付近が横の連携がどうしても不足している、そういう場面によく出くわします。それで、今回のこの事業につきましても、やっぱりスクラムを組む体制というのは、官民が協働でやっていくということでございますので、町のほうはそういうふうなワンフロア化をしないで、そこに不足していくと、非常に問題が起き、何をやっているんだというふうなお話にもなりますので、ひとつそこら付近はしっかり横の連携をとって情報を密に統一をしながら進めていただきたいと思いますということをお願いしておきたいと思っています。

それから、3番目でございますが、28年度事業の進め方について、二、三ちょっとお伺いしておきます。

川島議員の質問の中にもございましたが、要するに1,000億円、1,000億円ということで、2,000億円の予算化が現在されております。昨年の12月補正でなったのが、加速化交付金ですね、先ほど町長のお話の中でも2つ事業を進めるようにしているというふうなお話ございましたが、それと28年度から発足しますこの地域再生計画をつくり上げて、そして、取り組む事業として新型交付金、この2つがあるわけですね。今回の28年度事業につきましては、頭出しをしているものについては、このどちらの事業を中心に進めていくのか。また、全体的に関連する事業、先ほど町長は、これは補助金を期待しておりますけど、交付金だけに依存する考え方はございませんという力強い言葉をいただきましたけれども、全体の事業費として幾らぐらいのこの創生に絡む事業、15事業ぐらいありましたかね。そのトータルとしてはどのぐらいの金額になるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

28年度の当初予算で、先ほど町長が申しましたとおり、15の事業が予算計上しております。総額2億円、約2億円程度となります。財源としましては、一般財源、それと、従来の国の補助金とか県の補助金を活用したところでの予算計上しております。推進交付金は28年度から実施されますけれども、それについては今後検討しながら、事業検討しながら計上していきたいと考えています。

それと、加速化交付金につきましては、町長答弁でもありましたとおり、今、2つの事業を国に申請しております。それについてはまだ審査待ちの状況でございます。国に申請しております事業の総額としましては、58,000千円程度を今、申請しております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

町長の意気込みは非常によく理解できますし（発言する者あり）ああ、そうですか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

私が言いましたのは、今後、町の財政を使って、このふるさと創生事業に取り組みますよと、ですから皆さん方も覚悟してくださいよと言ったんですよ。私だけが一人でやれる問題じゃございませんので、誤解のないように。

○議長（野村泰也）

梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

そういう誤解はしておりませんので、安心してください。

できるだけですね、やっぱりこのビジョンに沿った事業等については、国の認可をいただくようにひとつ努力していただきたい。交付金をたくさんいただくような方向でひとつ取り組んでいただければというふうに思っておりますが、この事業の進め方について1点だけ確認をしておきますけれども、この交付金の申請を今しておるということ、58,000千円ですかね、しておるといことなんですが、この交付金申請については、通常、交付金というやつは補助金と違ってひもつきではないというのが実態ですよ。結局、申請をして全体の事業計画が認可されれば、まずは町のほうでというふうな感じを、ちょっと私が持っておったんですが、聞くところによると、やっぱりひもつきというか、事業ごとに積み上げていくというふうなお話のようでございます。そこでちょっとお尋ねなんですが、申請、審査、承認、交付決定という、そういう事務的な手続があるというふうに思うんですけどね。実際的には、通常は交付決定が来てから事業着手するというのが通常のペースなんですよ。しかし、特別の場合は指令前着工とかいろいろあると思います。どの時点で事業に取り組むかということが事業推進にもかかわってまいりますので、お尋ねするわけですが、もしこの28年度事業の58,000千円の事業がですね、そういう段階で今申請中だということですけども、どうでしょうかね、承認を受ける時期がいつごろになりそうかということと、事業推進についてはその交付決定まで待つてやるというふうなことは、ちょっとわかりませんがね。そこら付近の事務的な進め方についてちょっとお伺いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

今、加速化交付金については国に申請中なんですけれども、3月の中旬ぐらいには採択の決定が来るという話を聞いております。その採択の決定がおりたら、27年度の補正予算を追

加提案させていただく予定ですので、補正予算を可決いただければ、すぐにでも着手できると思います。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

了承いたしました。

次に、上広川校区の振興事業についてでございますが、これにつきましては、詳しい点は原野議員の質問の中でいろいろ理解できる面が多数ございましたので、特別にこの席で個々の内容について質問はいたしません、1点だけちょっとお尋ねをいたします。

条例化をして、いわゆる強化地域の指定をするということになりますが、そういう説明がありましたけれども、この条例化をする根拠というのはどういうふうな内容なのかというのをちょっと教えていただきたい。

それから、地域おこし協力隊を導入するという、お願いするということになっておるようですが、そういう協力隊をお願いする際に、今こういったのが必要性があるのかということとの関連はあるのかどうかわかりませんが、そこら付近も含めてひとつ教えていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

上広川校区を定住強化地域に指定することについては、今回、議案提案しております広川町人口減少地域定住促進強化条例というのを制定して強化地域に指定したいと考えておるんですけども、この指定区域のやり方としましては、条例で決める場合と規則で決める場合とあります。今回は条例で提案させていただいた理由につきましては、議会の皆様の協力も得たいということで条例の提案をしております。

それと、地域おこし協力隊については、その条例とかには関係はございませんけれども、この上広川校区の事業推進に地域おこし協力隊を配置してやっていきたいという考えがございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

議会の協力をぜひ全面的にお願いしたいという配慮があるということを知りました。私個人としては、全面的に協力をするつもりでおります。そういうことで、この地域創生ですね、とにかく私たちはしっかり広川町を、より住みやすいものにしていくと、将来ともに光輝く町として保存していくとか、持続していくということを考えていきますと、この事業については非常に大きな期待感があるということは事実でございますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、最後になりますが、シルバーセンターの課題についてでございますけど、非常に発注が少なくなっているというふうなお話をいただきましたが、これは広川地区のセンターだけなのか、あるいは本部のほうではどういう状況なのか、その点だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

会員数ですけれども、会員数につきましては、八女広域でも減っております。それと、全国的にも減少の傾向にあるという報告を受けております。

以上です。

○議長（野村泰也）

梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

このシルバーセンターは発足の目的からいっても、また、これからの高齢化社会が非常に進んでくるといふ状況の背景の中にあっても、非常に高齢者の生きがいづくり、そういう点でも受け皿になります。それと、高齢者の皆さん方がだんだんまたそういう機関に、シルバーセンターにお世話になるというようなケースも随分ふえてくると。そういった意味で、これから衰退をするのじゃなくて、もっともっとやっぱり活用できるように進めていくべきではないかというふうに思います。

ですので、最後に、この点については、町の関与ですね、町があんまり関与していないと

いうふうに私は見ておったんですけど、先ほど町長のお話のように、施設の補修として4,500千円程度の事業をして、環境づくりをやるんだと、就業者の環境づくりを進めるんだというふうなお話もありました。それで、そういったハードの面はそういうことで対応いただくと非常にまた進んでいくと思いますが、ソフトの面ですね、特に広川地区については、班編成が非常に難しいような状況になっているというふうに聞いております。したがって、この班がうまく機能すれば、非常に受注も対応がしやすくなるというふうなことになるそうなので、その点ですね、町のほうもひとつしっかり把握しておいてもらいたい。

それからもう1つは、事業そのものは建設課の管理委託、あるいはまた、教育委員会のほうの用務員の皆さん、そういうふうな業務があつて、そちらのほうとの接点は非常に深くなっておるようですけど、肝心の、いわゆる福祉課、主幹課がそういったいろんな状況把握が全体の情報を把握していないんじゃないかな、パイプが詰まったりやせんかというような気もいたします。これはちょっと間違いであれば許していただきたいんですけど。

だから、そういう点をひとつ横との連携、お互いにやっぱり主幹課がちゃんと全体を把握する、そういうシステムづくりはこの地方創生の基本でもあると思いますので、ひとつ十分やっていただくということで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、12番江藤龍彦君の登壇を求めます。

○12番（江藤龍彦）

12番日本共産党の江藤でございます。3点にわたって通告をしておりましたので、よろしくお願いをいたします。

まず、1番目の確定申告についてであります。

税務課のほうでは、きょうも所得税の確定申告が行われていると思いますが、職員の皆さんも大変忙しい時期になっていると思います。国民の納税の義務ということで所得を申告するわけですけれども、税金は払い過ぎる必要はないわけでありまして。会社員、公務員など、年末調整が行われますので、それでほぼ終わるわけですけれども、そのほかの人たちは申告をして所得額を計算し、所得税などを確定することになると思います。

この申告の中で、所得から控除される障害者控除というのがあります。これは本人が障害者手帳を持ってあれば、当然控除を受けることができるわけですけれども、介護保険の制度ができて、要介護認定を受けている人も障害者とみなして控除すべきだという議論といいま

すか、起こってきたんだと思います。これが認められまして、障害者とみなすというふう
に認定をされますと、控除を受けることができるようになってまいりました。本人はもちろん、
控除対象配偶者や、また、扶養親族も対象になりますので、住民の皆さんにとっては節税と
いう面からしても納税者にとっては大変影響が大きいものと思われま

そこで、町として、この障害者控除認定については、どのように対応しているか、伺いた
いと思います。

今申し上げましたように、要介護認定を受けている方々にとっての障害者控除という点で
あります。そしてまた、その申請の方法や認定者数など、現状についてはどのようになっ
ているか、お伺いをいたします。

2番目に、国民健康保険の制度についてであります。

安倍政権のもとで給料などの収入は、一部の企業を除いて減少しておりまして、税負担や、
また保険料の増加など、そしてまた、社会保障の改悪など、住民の暮らし向きは悪くなっ
ているというのが私どもの認識であります。

国民健康保険の制度については、これ以前からいろいろな話も出ておりましたけれども、
いよいよ2018年度から広域化されるという話であります。これは県や町が国保の運営を担い、
財政運営については県が責任主体ということになると思います。そしてまた、この広域化と
いうのが地域医療構想の策定などの主体である福岡県が財政運営の主体になるということで、
医療保険と医療提供体制の両面を見ながら医療費を抑制していくという側面もあるのではな
いかと考えられます。

福岡県は2010年に市町村国保広域化支援方針を策定して、その中では一般会計からの法定
外繰り入れの解消、また、繰り上げ充用の解消や収納率の引き上げなど指導してきていると
聞いております。

また、町では税率の引き上げが行われまして、たしか24年度に介護保険料分が引き上げら
れた、また、その後も税の最高限度額も引き上げられてきているというふうに思います。

そこで、こうした県への移行でありますけれども、具体的にどのような国保の制度になる
のか、町への影響や、また、何よりも被保険者である住民にとってどのような影響があると
今考えられるか、伺いたいと思います。

3番目に、子育て支援事業についての充実策であります。きょうも何人かの議員からこ
の質問が出されております。私も昨年の11月議会で一般質問をいたしました。福祉関係の答

弁が主でありましたけれども、特に子育て支援センターの運営の充実や病後児保育などの進展を伺ったところであります。

保育料や子供医療費については、今後さらに検討していくという答弁だったと思いますが、この子供医療費につきましては、福岡県がやっとな腰を上げた、動いたということもありまして、新年度予算案を見ますと、その方向が示されております。このように子育て支援については、一つには経済的な支援が求められておりますが、まち・ひと・しごと創生の取り組みの中でも基本目標の一つに上げられており、重要な政策課題であると思っております。

この総合戦略案が示されたことによって、これからの具体的な政策も検討されていると思っておりますが、どのように支援策を充実されていくのか、具体的なところで伺いたいと思っております。

また、きょうの、ほかの議員の質問と重複するところもあると思っておりますが、よろしく願いをいたしまして、あとは質問席にて質問をいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

江藤議員の質問の中の確定申告についてでございます。

要介護認定者の障害者控除の取り扱いにつきましては、介護保険、要介護認定を受けている方の中で、身体障害者に準ずる人や、寝たきり等で介護を要する人は障害者手帳を持っていなくても確定申告の際に障害者控除の対象になる旨の啓発と、当てはまる方等につきましては、障害者控除対象者認定書の申請指導を行っております。

要介護認定者実数は、ことし1月末で787人です。

介護認定者の障害者控除の申請方法としましては、福祉課窓口において、本人の同意を求め、主治医意見書を閲覧した上で、広川町介護保険要介護認定者の障害者控除対象者の認定に関する取扱規程により、障害者控除対象者認定書を交付することになります。

昨年度の実績では、障害者控除対象者認定書の交付は21件です。

次に、国民健康保険制度についての質問でございますが、現在、平成30年度以降の国民健康保険の共同運営のあり方の見直しに関し、必要な準備を円滑に進めることを目的に、平成27年度に設置された協議の場である福岡県国保共同運営準備協議会を開催し、今後、詳細な事項について協議を進めていくこととしています。事務の標準化についても協議会において検討を行い、平成28、29年度から実施可能なものは実施していくとされています。

運営の見直しにつきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を、全額、市町村に支払うことにより、国保財政の入りと出を管理します。市町村は、被保険者から賦課徴収した保険料により県に対する納付金を支払うとともに、県からの交付金により被保険者に対する保険給付を行います。

町への影響、被保険者への影響については、今後、協議会の中での協議により、標準的な保険料算定方式について検討が行われることとなっており、決定される中でわかってくるものと考えます。

以上が現在までに協議された事項であります。

次に、子育て支援事業についてでございます。

本町の子育て支援につきましては、平成27年3月に作成しました広川町次世代育成支援行動計画及び広川町子ども・子育て支援事業計画に基づき事業に当たっておりますが、今年度より事業の点検、評価を行い、毎年見直しをしながら充実を図ってまいります。

特に、これまでに要望が多かった病児・病後児保育施設の町内開設につきましては、昨年11月におひさまが開設され、町内の保護者の皆様の反響が大きく、日々、利用者、登録者が増加している状況です。今後の利用状況などを把握して、情報発信をしてまいります。

平成28年度からの新規事業として、以前より要望が上がっておりましたファミリーサポートセンター事業に係る予算を計上し、事業の立ち上げを目指します。この事業は仕事と家庭の両立支援を目的に、援助を提供する会員と、援助を受けたい会員との会員間での準委託契約により行う総合援助活動となり、センターはその調整を行うとともに、会員登録及び紹介を行います。まずは必要時間数の講習会を受講していただき、多くの方に会員登録をしていただくことが最優先でございます。

次にもう1つの新規事業としましては、特定不妊治療費の一部を補助する事業を予定しており、不妊に悩む方への出産の希望と環境づくりを目指します。

また、妊娠、出産、子育てに係る支援事業としましては、本年度から始めました妊婦歯科健康診査補助券の交付や、子育て支援センターハグハグにおいて開講した安産教室を継続していきます。

さらに、産後2カ月ごろに乳児家庭全戸訪問事業により、全家庭を訪問し、産後のケア及び子育てに関する情報提供を行い、乳児健診や子育て支援事業への参加を促します。そうす

ることで妊娠から子育てまで切れ目ない、より細やかな支援、誰もが安心して産み育てる環境づくりを提供しています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

江藤龍彦議員の子育て支援事業について、お答えいたします。

教育行政に係る子育ての支援策としましては、就学が困難な世帯に対して学用品費や給食費、修学旅行費を支給する就学援助制度があります。ほかに学校と家庭をつなぎ、気になる児童・生徒や家庭を支援する家庭教育支援員の配置、また、就学前の保護者に対し保育所等で家庭教育に関する講話などを実施しております。

平成28年度から新規に子供の家庭環境による問題に対処するために、家庭訪問での支援、児童相談所や福祉事務所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家でありますスクールソーシャルワーカーを新たに配置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

まず1番目の申告についてであります。今、福祉課のほうにその認定するための規程があるというふうに答えられたと思いますが、例えば、要介護認定といいますと、1から5までであると思いますが、4とか5とか要介護認定の方というのは相当な重い介護を必要とする人だろうと思いますが、やはりその規程に沿って、4の方でも認定されないとか、認定される、5の方でも認定される、されないとか、そういうのはあるんですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

この障害者控除につきましては、普通障害と特別障害と2通りの障害があると思います。必ずしも4だから、5だから、この重度に当たるというふうなことにはならない。うちの規程ではですね。この規程につきましても、各市町村、ちょっと近隣のところを調べましたけ

れども、少しずつ違っているというか、各市町村でやはり認定の方法については違っているようです。ただ、介護の4とか5の方を、じゃ、重度の障害に当てはめますよというふうなところは、ここ近隣ではないです。ないというのは、医師の意見書によって判断するというふうになっております。なので、単純に4、5だから必ず該当するというふうには言えないというところですよ。

以上です。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

私の結論からいうと、今そういう規程があるのならば、改めてほしいというのが私の結論です。これは本当に自治体によって違うというのは私も知っておるんですが、介護認定というのは、これはもう全国一律の同じ制度であって、どこに住んであっても、4という程度というのは、そんなに変わらないはずなんですよ。認定は本当に全国一律どこに住んでおっても同じような判断でされると思います。大刀洗町に聞いたんですけど、あそこでは要介護4、5の方は特別障害者控除が受けられる。あと1、2、3の方は障害者控除が受けられるというふうに聞きました。障害者控除で270千円、特別障害者控除で400千円ですか。やはり自治体によって違うというのは、私にとっては理解ができないところで、今本当にこういう認定証を出すというのは、本当に広がっているんだろうと思います。もうこれが当たり前のようになってきている。今、要介護者の人数も今言われましたけど、それから比べると、何といいますか、認定書の発行の数が少ないというふうに感じますね。中には申告が不要な方もおられるんだと思いますけれども、先ほどから言っているように本人と、それから控除対象の配偶者もあるし、扶養親族というのもあるですよ。だから、もっと私はこの数というのはふえてもいいんじゃないかというふうに思うわけです。

何日前でしたか、認知症の91歳の方が列車にはねられて亡くなったと。それで、JRから裁判を起こされて、これは判決が出たわけですけども、あの方が介護認定の4だったということですね。ということは、やはり認知症、また寝たきりの方とかもおられて、家族の方であれば相当の介護に大変なところもあると思いますが、この規程、町にある規程というのは変更はできないものではないでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

近隣を聞いた際に、同じ広域連合に入っています大木と柳川、こことは同じだろうというふうに思っていたんですけども、実はこことも違っておりまして、やはり広域連合の中では統一すべきじゃないかなというふうには考えております。でも、これにつきましては、会議の際に問題提起をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

税務課としては、そういう認定証を出されれば、もう当然それで受け付けるということでもよろしいですか。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（山下壽弘）

今の御指摘の分については、先ほど町長のほうの答弁にもありましたように、その認定証に基づいて障害者控除を適用するということとしております。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

ちょっと1つ例を出しますけれども、人工股関節といいますかね、股関節手術をして、金属製の関節にしていると。身障者手帳の4級ということらしいですが、その方は普通の生活には何ら支障はないんですよ。スポーツとかではちょっとやっぱり急激な運動とかは無理だろうと思いますけれども、そういう手帳を持ってある方は障害者控除で270千円受けられるということです。やはり4とか5とか、相当の介護を要する方というのは、今の話と比べても、十分障害者控除を受けられる、もう4、5であるだけでそういう状況だと私は感じるんですよ。さっきの大刀洗の話ですけれども、そういう認定されておれば認めると、別に何も調べることは要らないということで多分なされているんだろうと思います。広域で提供していきたいということでしたけれども、ぜひともそれをよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう1つ、これは山形市の例である新聞に出ておったんですが、申請がなくても障害者控除を受ける認定書を送付するそうです。これは役場のほうではどなたが4であるとか、5であるとかわかるはずですから、そういう方には申請がなくても認定書を送付しているという新聞記事がありました。そういう例もあります。今後ですけれども、ぜひとも住民の方が障害者控除を受けやすいようにしていただきたいというのと、それから今後の周知方法なんですけれども、例えば、会社員の方で、年末調整を受けられる方など、扶養して扶養親族ということで認定証があれば、そこで年末調整が行われるんだと思いますが、もしそういうのを知らなかった場合は、そのまま通り過ぎていくことになります。そういう住民周知の方法としてはどういふのがあられるでしょうか。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（山下壽弘）

今、江藤議員言われたように、給与の支払証明書、それから、障害者さんにつきましては一応手帳等で申告時に確認はできるようになっております。当然、本人の特別障害なり普通障害については、窓口、あるいは広報等において申告の時期に申し出をしてくださいというような格好で啓発事業をやっております。

今、課税係のほうで申告事務をやっておりますけれども、今、7こまで7人の職員で確定申告と住民税の申告の受け付けをやっておるわけなんですけれども、その窓口においても、その申し出のチラシを設けております。一応A3のサイズでこういう形で、各こまで全部申告書に掲示をして、そういう介護のある方については認定証の交付を受けて申告をやってくださいというような啓発の方法で周知徹底を行っているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

今後もさらに住民の皆さんへの周知が進んでいくようにお願いしたいと思いますし、ぜひとも今の規程について見直しをかけていただきたい。そのことが職員の事務も簡素化するというふうに私はつながっていくと思いますので、今の点はよろしくお願いしたいと思います。

2番目の国民健康保険制度ですが、なかなか見えてこないといひますか、私が心配するの

は最も心配するのは広川町は医療費がこれだけだから納付金としては幾ら払いなさいと。それを国保税として賦課するんだと思いますが、何と申しますか、限りなくはないでしょうけど、国保税がまたこれによって次第に上がっていくんじゃないかというのを一番心配をしております。今、国保の会計には法定外繰り入れも広川町では大きな金額を入れていると思えますけれども、この新しい制度になっても、繰り入れが可能なのかどうか、もしわかっておればお知らせ願いたい。

もう1つが、今、町の国保ですので、特別会計というのを設けておりますけれども、広域化した場合、この会計というのはどういう形になるのか、わかっておればお知らせ願いたいと思えます。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

この制度につきましては、まだまだいろいろわからない、決まっていないところが多いと思いますが、先ほどの町長答弁でもありましたように、今度の制度は県が納付金の額を市町村ごとの医療水準と所得水準を考慮して、各市町村——広川町には納付金は幾らですよ、八女市には幾らですよみたいな感じで示すということになっております。その納付額に応じて各市町村で医療費の率とかそういうのを決めていって、今、4方式、3方式、2方式とかありますけど、そういう方式もその市町村の状況にあって、県が決めた交付額でそういう方式も市町村の状況で決めていくというふうになくなっていきます。

あと、保険料でございますが、県がそういう医療水準とか所得水準を考慮して決めるんですけど、その辺の率とかの決め方については、まだまだ今後、福岡県国保共同運営準備協議会の中で検討していくということになっておりますので、そこはまだ決まっていない状況ですが、県内としてはふえると思われれば減るところもあるというような説明があつておるところでございます。

あと、県が定率の国庫負担等の公費が入ります、市町村には保険料の軽減措置に対する公費等が入りますが、そういう保険料——県が、おたくの町は納付金は幾らですよと決まった額を県のほうに町は支払うようになります。あと、国保給付に必要な費用は全額市町村へ、県のほうから交付されて保険給付費として町が支払っていくという方式が変わっていきます。

あと国保会計での繰り入れと申しますか、まだ累積赤字等がありますが、各市町によって

30年度を目標に一括して多い市とか町では7億円、8億円とか累積赤字がありますので、そういうのを払っていくのにはやっぱり無理があるということで、計画的に各市町で赤字分は解消していくようにということになっております。そういう赤字解消分をなくしていくために特別会計等が必要になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

この制度の改正が2年後というふうにもう大分差し迫ってきておるわけですが、税率は今と同じように町で決めるということでもいいんですか。今、条例ですから議会にかかって、税率などが決まっていくわけですけども、今後とも、今のようやり方で決まっていくという理解でよろしいですか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

その県の納付額に応じて各市町村で決めていくということになりますので、税率につきましても、4方式とか3方式を県で統一するという方法ではなく、広川町で4方式ですということなので今度決まれば、4方式での税率を町独自で決めていくということになります。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

福岡県議会で、この問題についての質問に福岡県が答弁したことによりますと、この国保財政というのがどこの自治体でも厳しいわけで、県としても、これは構造的な問題があるので、容易に解決できないというふうに県も認識しているようです。具体的には高齢者が多いとか、あるいは低所得層が多いとかいう問題だろうと思いますが、やはり国保というのがそういうところをカバーする最後の医療的なとりでですので、これは国としての施策としても本当に大事な制度だと思います。そこで、町村会といいますか、国に対しても国保の財政運営については要望を本当に強く上げていってもらいたいというふうに私は思います。

次に、3番目の子育て支援事業ですが、いろいろな改善点といいますか、進んだところを

今答弁していただきました。医療費につきましては、本当に予算案が届く前の質問通告でしたので、さっぱりわからなかったわけですが、ある程度方向が示されておりますので、これまた議案審議の中で子供医療費については詳しいところまで質問していきたいと思えます。

ちょっと見たところでは、1医療機関当たり、通院で月1,200円という数字が上がっておったと思いますが、この1,200円というのがどういうところから出てきた金額なのか。窓口で一月当たり、その条例案とかで見ますと、一月当たり1医療機関で1,200円までと、上限1,200円窓口で払うということだろうと思いますが、その1,200円というのは何ですか、根拠は。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

ちょっと私もその1,200円の根拠につきましては、認識しておりません。

それとあと、1医療機関ということで、この間から大きい八女公立とかで幾つかの科にかかっても1,200円なのかというようなこともあっておりましたが、ちょっと県のほうに聞いてみましたら、1レセプトにつき、その1,200円ということでしたので、公立病院とかで——だから、歯科と医科ですかね、それは1,200円は別々になりますけど、大体八女公立で1カ月にかかったら1,200円というような限度額になるかと思えます。

以上です。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

子供さんの医療費についても、私は本当に進んできたというふうに理解をいたします。これが、比べれば切りがないわけですが、もっともっとならね、本当に通院、入院、中学校までというのもあるし、もっとその上までやってあるところもあります。そういうところも今後私も参考にしていきたいなというふうに思っております。

医療費の次に保育料の問題ですが、ちょっと大川市というのが物すごく思い切ったことをやられておってですね、国基準の70%軽減というような、本当に大きなことに思い切って踏み出してあるんですが、広川町も2年前ですか、保育料を下げたという話を伺いました。2

年前、26年度ですか。27年度も若干それより何か資料を見ますと下がったように見受けませんが、どんなですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

26年度については、実際保育料を下げておりますけれども、27年度については、制度の改正がありまして、途中で、先ほどの——先ほどというか、以前の答弁の中でも話したかとは思いますが、ことし、今年度につきましては8月までは所得税、9月からが住民税というふうな区分の——区分というか、税の取り扱いの変更が行われている関係で、多少金額が当初の分とは変わってきているかと思えます。

以上です。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

この保育料というのが議題として上がってこないもので、本当、資料をもらわないと全然わからないんですが、子供さんが2人とか3人とかの場合が、これも各自治体でいろいろさまざまなようで、広川の場合どうなっておるですかね。園児が1人というのは単純ですが、園児が2人とか、あるいは小学生と園児、園に2人、小学生が1人とかいろいろなケースがあると思いますが、その辺の保育料はどういうふうになっているんですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

今年度につきましては、就学前までに2人いらっしゃれば、2人目が半額、3人目がゼロというところなんです。幼稚園は多少違います。小学校3年生までとかというのがあります。

来年度また国のほうが、これは来年度の予算にもありますけれども、3,600千円以下とか、そういう基準を決めて、それ以下の多子世帯とか、ひとり親世帯についてまた基準を変えてきております。現在は就学前までの方について2人目半額、3人目がゼロというところなんです。

以上です。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

あと教育委員会関係になると思いますが、就学援助についても先ほどから何人かの議員が質問されておられましたが、予算案を見ると、就学支援事業という事業で、これでいいんですかね。決算とか今度の年度の予算とかを見ますと、小学校の就学援助費、中学校の就学援助費とか、伸びてきているように私は見たんですけど、その辺の現状、状況はどういうふうになっておるのでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

単価自体は、先ほど申しました学用品費、給食費、修学旅行費、入学支度金等がありますが、単価については変わっておりません。人数のぐあいで増減がありますが、ずっと伸びているということではないようです。その年度によって人数が変わってきまして、減っているということでもなくて、伸びているということでもないというふうなところでの金額が出てくるかと思います。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

私は、この就学援助の申請方法について、ひとつ提案といいますか、以前にも言ったことありますが、入学式当日に就学援助という制度を知らせるためのチラシといいますか、そういうのを全員に配布している——久留米はたしか配布しておったと思うんですが、広川ではまだそこまでいっていないというふうに聞きました。そういう周知するための手だてを何か考えてあるかどうか。

それから、申請方法。手続が面倒であれば、ちょっと嫌になるですね、本人からしてもですね。やはりもっと簡素化できる手続ができないものかどうか、その辺の検討についてお伺いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

周知につきましては、現在、学校のほうで入学説明会とかの折にお知らせのみで、申請書自体を配付しているところもありますが、広川町については、次年度から制度の説明のチラシというふうな形で周知が必要かというふうに思っています。

手続につきましては、一応所得の基準で合否といいますか、認定、否認定を決めておりますので、それぞれの家庭の収入が年度によって変わってきます。ということで、毎年申請書はいただいております。簡素化として学校長の意見と学校での就学の困難な状況というふうな意見書をもっていますが、継続の場合はいただいております。民生委員さん方の意見書につきましては、地域の中でそういう就学援助が必要な家庭への支援というふうなところでお話をさせていただくということで民生委員さん方の意見書はいただいております。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

今、最後に言われた民生委員さんの意見ですが、これも民生委員さんの仕事が非常に大変ごろふえているという話も聞きますし、先ほどの収入で判断するとかいうのであれば、民生委員さんの意見なども必要ないと思うし、また、自治体によってはそういうところもっていないというところもあると思います。ですから、そういう手続についても簡素化をぜひ求めていきたいと思えます。

それから次に、学校関係でいいますと、以前、給食費をたしか補助していたように記憶しているんですが、給食費もだんだんと値上がりをしてきているというのが実情だろうと思いますが、例えば、1食当たり何十円を補助しますとか、今そういうのがあっているのかどうか伺いたいのと、給食費の件ですね。それからもう1つが、八女市ですか、小学校入学、中学校入学時に入学祝い金を出している。私は確かに入学という時期というのは本当にいろんなものをそろえなければならないし、お金がかかるというふうに思います。ですから、子育て支援というところから見れば大変大きな、お金もかかることですが、魅力のある政策ではないかと思ひまして、町でもぜひ実現できないかというふうに思います。

それからもう1つが、町の例規集を見ておきますと、通学費補助の交付規則があります。バス代の定期の補助金、あるいは中学生にはヘルメット。これはまだ今出てくるんですよ。

これは生きておるのか、実際こういうのはもう交付されていないというふうに思うんですが、生きておるのかどうか。今ちょっと給食、それから入学祝い金、通学費、ちょっと3つ言いましたが。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

給食費の一部補助ということでしたが、給食費を幾らか補助するというふうな制度はなかったかと思いますが、昔オレンジジュース、ふくれんジュースを給食費に加える。その金額については町から支出するというふうな制度はとっておりました。

それから、入学祝い金につきましては、特に考えは、町としてはありません。

通学費補助につきましては、中学校のほうのヘルメット補助をもう五、六年前からやっておりますけれども、これについては規則のほうがそのまま残っておりまして、整理する必要があるかというふうに思っております。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

通学費補助についても、これは消すというよりも残してほしいほうなんですけど、これは中学校から遠い生徒というのは、やはり自転車通学のお子もおるわけで、何か昔聞いた話では、自転車そのものにも補助が欲しいという話も聞きましたが、そこまではいかななくても、ヘルメット購入の補助というのは、私はいいんじゃないか、残しておってもいいんじゃないかというふうに思っております。

最後に、奨学金のことですが、これは私の間違いなのかどうか、新聞記事なんですけどね。福岡県の高校生等奨学給付金、これは返さなくてもいい給付金だそうですけど、全国で15万人。この財源が、高校授業料無償化しましたけれども、それに所得制限を設けたことで生じた財源を充てられているそうです。これが2014年度から生活保護世帯であるか、または市町村民税の所得割が非課税の世帯、こういうところに給付されておるんだそうですが、これをなかなか知られていないんじゃないかというふうに私は感じました。九州7県では、やはりこれを受けているところというのは、全国でも物すごく高いんですよ。この奨学金については、皆さん知ってあるのかどうか、自分も返さなくてもいいというのでびっくりしたんですけれ

ども、どうでしょうかね、これ皆さん知られておるのでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

福岡県の奨学金制度については、県の事務局のほうから教育委員会に申請依頼が来ます。教育委員会を通じて中学校のほうから申請書が上がってきて申請をしておりますが、今議員おっしゃいました無返還の県の奨学金というような通知は来ておりませんでしたので、事務局としてもわかっていない状況です。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

今の件については、これは2015年ですから、去年の新聞記事なんですよ。後で見てくださいたいんですが、広川町についていいますと、鶴寿奨学金ですが、これは今、基金の利息が減ったということで、これも奨学金としてはストップしている状況だと思いますけれども、利息が低い中でも何とか就学が経済的に困難になっているところに少人数でも少額でも、額が少なくても出していただけないものか、そういう希望を持っておりますが、これもいつか以前質問したと思うんですが、検討としては進んでおるのかどうか、伺います。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

鶴寿奨学基金につきましては、今まで議員のほうから御質問がありまして、御回答していたかと思いますが、鶴寿奨学基金の運営委員会というのを持っております。その中でどういうふうな奨学金の支給にするかというふうなことを協議していただいておりますが、今のところ開催の予定はありませんので、これからの検討課題というふうに思っております。

○議長（野村泰也）

ちょっと江藤議員よろしいですか。奨学金については質問に上がっておりませんので、後で個人的に伺ってもらってよろございますかね。はい、どうぞ。江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

去年の11月議会で教育委員会のほうに質問が漏れておりましたので、きょうさせていただきます。

きました。まだ検討されていないところについては、今後ともまた私も伺ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。質問終わります。

○議長（野村泰也）

お諮りいたします。本日はこれにて一般質問を打ち切ることにいたしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて一般質問を打ち切ることに決定しました。

あす4日は午前9時30分から開議いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れでございました。

午後4時43分 散会